

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4883219号  
(P4883219)

(45) 発行日 平成24年2月22日(2012.2.22)

(24) 登録日 平成23年12月16日(2011.12.16)

(51) Int.Cl. F I  
 HO 4 L 9/08 (2006.01) HO 4 L 9/00 6 O 1 C  
 HO 4 L 9/14 (2006.01) HO 4 L 9/00 6 4 1

請求項の数 5 (全 42 頁)

(21) 出願番号	特願2010-509092 (P2010-509092)	(73) 特許権者	000005223 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
(86) (22) 出願日	平成21年4月24日(2009.4.24)	(74) 代理人	100074099 弁理士 大菅 義之
(86) 国際出願番号	PCT/JP2009/001903	(74) 代理人	100133570 弁理士 ▲徳▼永 民雄
(87) 国際公開番号	W02009/130917	(72) 発明者	岩尾 忠重 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
(87) 国際公開日	平成21年10月29日(2009.10.29)	(72) 発明者	増淵 健太郎 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
審査請求日	平成22年9月29日(2010.9.29)		
(31) 優先権主張番号	特願2008-113530 (P2008-113530)		
(32) 優先日	平成20年4月24日(2008.4.24)		
(33) 優先権主張国	日本国(JP)		
早期審査対象出願			

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ノード装置及びプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のノード装置と第2のノード装置を含む複数のノード装置によって構成されるネットワークの中の、前記第1のノード装置であって、

前記第1のノード装置に固有の暗号鍵である第1のアクセスキーを、第1の時間ごとに変更して生成するアクセスキー生成部と、

前記ネットワーク内の前記複数のノード装置で共通の共通鍵を、前記複数のノード装置で共通の時間である第2の時間ごとに変更して生成する共通鍵生成部と、

生成された前記第1のアクセスキーを、生成された前記共通鍵で暗号化して前記第2のノード装置に送信するアクセスキー通知部と、

前記第2のノード装置に固有の暗号鍵である第2のアクセスキーを前記共通鍵で暗号化したデータであるアクセスキー通知データを含む、前記第2のノード装置から送信されてきたアクセスキー通知フレームを、受信するアクセスキー受信部と、

前記アクセスキー通知データを、生成された前記共通鍵を用いて復号することにより、前記アクセスキー通知データから前記第2のアクセスキーを取得するアクセスキー復号化部と、

第1の平文フレームに、該第1の平文フレームから計算される第1のハッシュ値を含むデータを前記共通鍵で暗号化した第1の署名データを付与し、前記第1の署名データの付与された前記第1の平文フレームを、復号して得た前記第2のアクセスキーで暗号化して、第1の暗号化フレームとして送信するデータ送信部と、

10

20

第2のハッシュ値を含むデータを前記共通鍵で暗号化した第2の署名データが付与された、第2の平文フレームが、前記第1のアクセスキーにより暗号化された、第2の暗号化フレームを、前記第2のノード装置から受信するデータ受信部と、

前記第2の暗号化フレームを前記第1のアクセスキーで復号して、前記第2の暗号化フレームから、前記第2の署名データが付与された前記第2の平文フレームを得るデータ復号化部と、

生成された前記共通鍵を用いて前記第2の署名データを復号することにより前記第2のハッシュ値を取得し、前記第2の平文フレームから第3のハッシュ値を計算し、前記第2のハッシュ値と前記第3のハッシュ値との整合性が取れているか否かを確認する整合性確認部と

10

を有することを特徴とするノード装置。

【請求項2】

前記データ送信部は、前記第1の平文フレーム中に、前記第1の平文フレームを一意に識別するための第1の識別子と、第1の送信時刻を示す情報とを含ませ、

前記整合性確認部はさらに、前記データ復号化部が前記第2の暗号化フレームから復号した前記第2の平文フレームに含まれる第2の識別子が、過去に受信したことのある第3の暗号化フレームから復号した第3の平文フレームに含まれる第3の識別子と等しい場合に、前記第2の平文フレームと前記第3の平文フレームのうち、復号により得られる情報がより新しい送信時刻を示す方を破棄する

ことを特徴とする請求項1記載のノード装置。

20

【請求項3】

時刻同期フレームとして、前記第1のノード装置における第1の現在時刻と、前記第1のノード装置における時刻合わせを契機として取得した第1の同期時刻とを示すデータを含んだ第1の時刻同期フレームを生成して送信する時刻同期フレーム送信部と、

前記第2のノード装置における第2の現在時刻と、前記第2のノード装置における時刻合わせを契機として取得された第2の同期時刻とを示すデータを含む第2の時刻同期フレームを、前記第2のノード装置から受信する時刻同期フレーム受信部と、

前記第2の時刻同期フレームから得られる第2の同期時刻と、前記第1のノード装置が記憶している前記第1の同期時刻とを比較し、前記第2の同期時刻の方が新しければ、前記第2の現在時刻を前記第1のノード装置における現在時刻として設定して、前記第1のノード装置の時刻を更新する時刻更新部と、

30

前記時刻更新部が前記第1のノード装置の時刻を更新する際に、新たな第1の同期時刻として、前記第2の同期時刻を記憶する記憶部と

を有し、

前記共通鍵生成部は、前記時刻更新部が更新した時刻に基づいて前記第2の時間を計時する

ことを特徴とする請求項2記載のノード装置。

【請求項4】

第1のノード装置と第2のノード装置を含む複数のノード装置によって構成されるネットワークの中の、前記第1のノード装置が実行する方法であって、

40

前記第1のノード装置に固有の暗号鍵である第1のアクセスキーを、第1の時間ごとに変更して生成し、

前記ネットワーク内の前記複数のノード装置で共通の共通鍵を、前記複数のノード装置で共通の時間である第2の時間ごとに変更して生成し、

生成された前記第1のアクセスキーを、生成された前記共通鍵で暗号化して前記第2のノード装置に送信し、

前記第2のノード装置に固有の暗号鍵である第2のアクセスキーを前記共通鍵で暗号化したデータであるアクセスキー通知データを含む、前記第2のノード装置から送信されてきたアクセスキー通知フレームを、受信し、

前記アクセスキー通知データを、生成された前記共通鍵を用いて復号することにより、

50

前記アクセスキー通知データから前記第2のアクセスキーを取得し、

第1の平文フレームに、該第1の平文フレームから計算される第1のハッシュ値を含むデータを前記共通鍵で暗号化した第1の署名データを付与し、前記第1の署名データの付与された前記第1の平文フレームを、復号して得た前記第2のアクセスキーで暗号化して、第1の暗号化フレームとして送信し、

第2のハッシュ値を含むデータを前記共通鍵で暗号化した第2の署名データが付与された、第2の平文フレームが、前記第1のアクセスキーにより暗号化された、第2の暗号化フレームを、前記第2のノード装置から受信し、

前記第2の暗号化フレームを前記第1のアクセスキーで復号して、前記第2の暗号化フレームから、前記第2の署名データが付与された前記第2の平文フレームを得、

生成された前記共通鍵を用いて前記第2の署名データを復号することにより前記第2のハッシュ値を取得し、前記第2の平文フレームから第3のハッシュ値を計算し、前記第2のハッシュ値と前記第3のハッシュ値との整合性が取れているか否かを確認する

処理を前記第1のノード装置が実行する方法。

【請求項5】

第1のノード装置と第2のノード装置を含む複数のノード装置によって構成されるネットワークの中の、前記第1のノード装置を制御するコンピュータに、

前記第1のノード装置に固有の暗号鍵である第1のアクセスキーを、第1の時間ごとに変更して生成し、

前記ネットワーク内の前記複数のノード装置で共通の共通鍵を、前記複数のノード装置で共通の時間である第2の時間ごとに変更して生成し、

生成された前記第1のアクセスキーを、生成された前記共通鍵で暗号化して前記第2のノード装置に送信し、

前記第2のノード装置に固有の暗号鍵である第2のアクセスキーを前記共通鍵で暗号化したデータであるアクセスキー通知データを含む、前記第2のノード装置から送信されてきたアクセスキー通知フレームを、受信し、

前記アクセスキー通知データを、生成された前記共通鍵を用いて復号することにより、前記アクセスキー通知データから前記第2のアクセスキーを取得し、

第1の平文フレームに、該第1の平文フレームから計算される第1のハッシュ値を含むデータを前記共通鍵で暗号化した第1の署名データを付与し、前記第1の署名データの付与された前記第1の平文フレームを、復号して得た前記第2のアクセスキーで暗号化して、第1の暗号化フレームとして送信し、

第2のハッシュ値を含むデータを前記共通鍵で暗号化した第2の署名データが付与された、第2の平文フレームが、前記第1のアクセスキーにより暗号化された、第2の暗号化フレームを、前記第2のノード装置から受信し、

前記第2の暗号化フレームを前記第1のアクセスキーで復号して、前記第2の暗号化フレームから、前記第2の署名データが付与された前記第2の平文フレームを得、

生成された前記共通鍵を用いて前記第2の署名データを復号することにより前記第2のハッシュ値を取得し、前記第2の平文フレームから第3のハッシュ値を計算し、前記第2のハッシュ値と前記第3のハッシュ値との整合性が取れているか否かを確認する

処理を実行させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、自律分散型のネットワークにおける、セキュリティ維持のための装置及びプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

セキュリティ対策の一つとして、送信データを暗号化することが行われている。暗号化の方法としては、例えば共通鍵方式（対称鍵暗号方式ともいう）がある。また、さらにセ

10

20

30

40

50

セキュリティを強固にするために、下記公知例のように共通鍵を一定時間ごとに変化させる技術がある。

【0003】

また、WEP (Wired Equivalent Privacy)、WPA (Wi-Fi Protected Access) などのセキュリティ方式もある。

これらの技術によれば、サーバにおいて制御指示を出すことにより認証処理を行うのが一般的である。

【0004】

また、通信システムにおいて、クライアント側の暗証番号については一定のまま、サーバの制御変数の変更のみで共有する暗号鍵を変更する技術も開示されている。これにより、短い時間間隔で共有する共通鍵を変化させ、暗号システムの安全性を向上させることができる。

【特許文献1】特開平9-321748号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

有線か無線かを問わず、非常に多くのノード装置を含むネットワークを考えた場合、1つの管理サーバが共通鍵を生成(つまり時間に依りて変更)し、各ノード装置へ通知することは実用的ではない。すなわち、ノード装置の数が多いので、サーバから制御指示を送信するだけでも大変な負荷になってしまう。このため、各ノード装置が、暗号化のための動作を自律的に他のノード装置と協働して行うことが望ましい。

【0006】

本発明は、暗号化のための動作を自律的に他のノード装置と協働して行うノード装置、及び、ノード装置に、暗号化のための動作を自律的に他のノード装置と協働して行うよう命令するプログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

第1の態様のノード装置は、第1のノード装置と第2のノード装置を含む複数のノード装置によって構成されるネットワークの中の、前記第1のノード装置であって、アクセスキー生成部、共通鍵生成部、アクセスキー通知部、アクセスキー受信部、アクセスキー復号化部、データ送信部、データ受信部、データ復号化部及び整合性確認部を有する。

【0008】

前記アクセスキー生成部は、前記第1のノード装置に固有の暗号鍵である第1のアクセスキーを、第1の時間ごとに変更して生成する。また、前記共通鍵生成部は、前記ネットワーク内の前記複数のノード装置で共通の共通鍵を、前記複数のノード装置で共通の時間である第2の時間ごとに変更して生成する。

【0009】

前記アクセスキー通知部は、生成された前記第1のアクセスキーを、生成された前記共通鍵で暗号化して前記第2のノード装置に送信する。前記アクセスキー受信部は、前記第2のノード装置に固有の暗号鍵である第2のアクセスキーを前記共通鍵で暗号化したデータであるアクセスキー通知データを含む、前記第2のノード装置から送信されてきたアクセスキー通知フレームを、受信する。

【0010】

前記アクセスキー復号化部は、前記アクセスキー通知データを、生成された前記共通鍵を用いて復号することにより、前記アクセスキー通知データから前記第2のアクセスキーを取得する。

【0011】

前記データ送信部は、第1の平文フレームに、該第1の平文フレームから計算される第1のハッシュ値を含むデータを前記共通鍵で暗号化した第1の署名データを付与する。そして、前記データ送信部は、前記第1の署名データの付与された前記第1の平文フレーム

10

20

30

40

50

を、復号して得た前記第2のアクセスキーで暗号化して、第1の暗号化フレームとして送信する。

【0012】

前記データ受信部は、第2の暗号化フレームを、前記第2のノード装置から受信する。ここで、前記第2の暗号化フレームとは、第2のハッシュ値を含むデータを前記共通鍵で暗号化した第2の署名データが付与された、第2の平文フレームが、前記第1のアクセスキーにより暗号化されたものである。

【0013】

前記データ復号化部は、前記第2の暗号化フレームを前記第1のアクセスキーで復号して、前記第2の暗号化フレームから、前記第2の署名データが付与された前記第2の平文フレームを得る。

10

【0014】

前記整合性確認部は、生成された前記共通鍵を用いて前記第2の署名データを復号することにより前記第2のハッシュ値を取得する。そして、前記整合性確認部は、前記第2の平文フレームから第3のハッシュ値を計算し、前記第2のハッシュ値と前記第3のハッシュ値との整合性が取れているか否かを確認する。

【0015】

第2の態様のプログラムは、第1のノード装置と第2のノード装置を含む複数のノード装置によって構成されるネットワークの中の、前記第1のノード装置を制御するコンピュータにより実行されるプログラムである。前記プログラムは、第1の態様の前記第1のノード装置と同様に第2の態様の前記第1のノード装置が動作するように、第2の態様の前記第1のノード装置を前記コンピュータに制御させるプログラムである。

20

【発明の効果】

【0016】

上記いずれの態様においても、ネットワークの中の第1のノード装置は、自律的に、かつ、第2のノード装置などの他のノード装置と協働して、暗号化通信のための動作をすることが可能である。したがって、上記いずれの態様においても、複数のノード装置を含むネットワークにおける通信のセキュリティを高めることが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【0017】

30

【図1】アドホック通信システムの全体概念図である。

【図2】複数のノード装置を含むセンサネットワークの例を示すネットワーク構成図である。

【図3】実施形態に係るノード装置の構成図である。

【図4】実施形態に係るノード装置のハードウェア構成図である。

【図5】本実施形態に係るノード装置の構成をより詳細に示す図である。

【図6】実施形態に係るノード装置による認証方法を説明する図である。

【図7】2つのノード装置間で互いに相手のノード装置を認証して通信を行う処理を示したシーケンス図である。

【図8】データフレームのフォーマットを示す図である。

40

【図9】共通鍵更新処理のフローチャートである。

【図10】アクセスキー更新処理のフローチャートである。

【図11】ハローフレーム送信処理のフローチャートである。

【図12】ハローフレームのフォーマットと、ハローフレームに関して行われる各種処理を説明する図である。

【図13】ハローフレーム受信処理のフローチャートである。

【図14】データフレーム送信処理のフローチャートである。

【図15】データフレームのフォーマットと、データフレームに関して行われる各種処理の第1の例を説明する図である。

【図16】データフレーム受信処理のフローチャートである。

50

【図 17】データフレームのフォーマットと、データフレームに関して行われる各種処理の第 2 の例を説明する図である。

【図 18】時刻の同期方法を説明する図である。

【図 19】時刻の同期方法を説明するシーケンス図である。

【図 20】時刻同期フレーム送信処理のフローチャートである。

【図 21】時刻同期フレーム受信処理のフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0018】

以下、本発明の実施の形態について、図面を参照して詳細に説明する。

図 1 は、アドホック通信システムの全体概念図である。図 1 に示すように、ノード装置 ( a、b、...、s、t ) が互いに接続されて網を構成している。アドホック通信システムにおいては、各ノード装置が中継器として動作し、スタートノード ( 図 1 の例ではノード装置 b ) からゴールノード ( 図 1 の例ではノード装置 t ) へと情報を伝達する。

10

【0019】

各ノード装置は、それぞれ固有の識別情報 ( I D、Identification ) であるノード I D を保有する。M A C ( Media Access Control ) アドレスがノード I D として利用されてもよい。

【0020】

各ノード装置は、互いに隣接しているノード装置やネットワーク全体については把握していない。初期状態においては、互いのリンクは存在しておらず、各ノード装置は、自身以外のノード装置については把握していない。

20

【0021】

そこで、図 1 に示すアドホック通信システムにおいて、スタートノードであるノード装置 b から、ゴールノードであるノード装置 t へと情報を伝達するには、まず、経路を決定する必要がある。経路を決定する手順は、以下のとおりである。

【0022】

まず、各ノード装置は周囲のノード装置を検出する。そのために各ノード装置は、自身の存在を、近隣に存在するノード装置に周期的に通知する。近隣のノード装置への通知には、経路作成に関連した情報が付随している。各ノード装置は、他のノード装置から通知を受信すると、周囲のノード装置についてリストを作成して、自ノード装置の周囲に存在する他のノード装置を把握することができる。

30

【0023】

周囲のノード装置を検出したノード装置は、作成したリストに基づいて、自ノード装置が情報を転送するノード装置を決定して、その決定したノード装置に情報を転送する。

各ノード装置は、セキュリティ対策のため、フレームを暗号化して相手のノード装置と通信を行う。具体的には、各ノード装置は、通信相手のノード装置に固有の暗号鍵と、ネットワーク内のノード装置間で共通の共通鍵とを用いて暗号化を行って、情報を通信相手のノード装置に送信する。また、各ノード装置は、通信相手のノード装置から情報を受信すると、自ノード装置に固有の暗号鍵と、上記の共通鍵とを用いてフレームを復号して情報を取り出す。

40

【0024】

以後同様に、ノード装置間の通信においては、各ノード装置は、復号して得た暗号鍵を用いて通信相手のノード装置にデータの送信を行う。また、各ノード装置は、受信したデータが自ノード装置の生成した暗号鍵により暗号化されていることをもって、通信相手のノード装置を正当と判断する。

【0025】

以下、本実施形態に係るノード装置による認証処理及び通信の方法について、具体的に説明する。

本実施形態のノード装置は、図 1 のような任意のアドホック通信システムにおいて利用可能であるが、例えば、図 2 のような、アドホックネットワークにより実現されるセンサ

50

ネットワークにおいて利用されてもよい。

【0026】

図2は、複数のノード装置を含むセンサネットワークの例を示すネットワーク構成図である。

図2のセンサネットワークでは、複数のノード装置1A~1I及びゲートウェイ装置GWがアドホックネットワークを構成している。また、ゲートウェイ装置GWは、例えばケーブルでサーバSVに接続されている。もちろん、ゲートウェイ装置GWとサーバSVの間の接続は、ネットワークを介した接続でもよいし、無線による接続でもよい。

【0027】

図2において、複数のノード装置1A~1Iのそれぞれは、不図示の1つ以上のセンサと接続されているか、又は不図示の1つ以上のセンサを内蔵している。以下では説明の簡単化のため、各ノード装置1A~1Iは、それぞれ1つのセンサと接続されているものとする。センサは、例えば、温度、圧力、加速度などを感知するセンサでもよい。また、異なる種類の複数のセンサが使われてもよい。

10

【0028】

各ノード装置1A~1Iは、センサが感知した結果を表すデータ（以下「センサデータ」という）を、自ノード装置に接続されたセンサから取得する。そして、各ノード装置1A~1Iは、取得したセンサデータを含む暗号化フレーム（以下「センサデータフレーム」という）を生成し、アドホックネットワークを通じてゲートウェイ装置GWにセンサデータフレームを送信する。

20

【0029】

例えば、各センサは、1分に1回センサデータをノード装置に出力してもよい。したがって、上記のとおりノード装置1A~1Iがそれぞれ1つのセンサと接続されている場合、各ノード装置1A~1Iは、1分間に1回センサデータフレームを送信することになる。

【0030】

ゲートウェイ装置GWは、各ノード装置1A~1Iと同様に後述の図3の各部を備えており、ノード装置1A~1Iと協働して自律的にアドホックネットワークを構築することができる。つまり、ノード装置1A~1Iとゲートウェイ装置GWの間で、共通鍵は共通しており、後述の時刻同期用の固定鍵も共通している。

30

【0031】

ゲートウェイ装置GWは、各ノード装置1A~1Iから送信されてきたセンサデータフレームに含まれるセンサデータをサーバSVに送信する。例えば、ゲートウェイ装置GWは、次のように動作してもよい。

【0032】

ゲートウェイ装置GWは、受信したセンサデータフレームを復号してセンサデータを抽出する。そして、ゲートウェイ装置GWは、抽出したセンサデータを含むデータを、サーバSVに送信する。

【0033】

あるいは、ゲートウェイ装置GWは、受信したセンサデータフレームから、センサデータフレームの送信元のノード装置（1A~1Iのいずれか）の識別情報をさらに抽出してもよい。そして、ゲートウェイ装置GWは、センサデータと識別情報を含むデータを暗号化したデータをペイロードを含む暗号化フレームを生成して、サーバSVに送信してもよい。

40

【0034】

サーバSVは、センサが感知する物理量に基づく任意の各種の処理を、収集したセンサデータを使って行うことができる。例えば、各センサが温度センサの場合、サーバSVは、温度分布や温度変化を調べる処理を行ってもよいし、温度予測処理を行ってもよい。

【0035】

以下に詳しく説明する本実施形態のノード装置1を、図2のノード装置1A~1Iとし

50

て利用すれば、サーバSVは、センサデータを秘密状態に保ちつつ収集することができ、さらに、改竄されていない正しいセンサデータを収集することができる。

【0036】

図3は、本実施形態に係るノード装置の構成図である。図3に示すノード装置1は、アクセスキー生成部2、共通鍵生成部3、暗号化部4、復号化部5、フレーム処理部6、送信部7、受信部8及び時刻同期部9を有する。例えば、図2のノード装置1A~1Iの各々は、図3のような構成を有する。

【0037】

アクセスキー生成部2は、ノード装置1に固有の暗号鍵(以下「アクセスキー」という)を生成する。アクセスキーは、公知のWEPやWPA等の技術を用いて生成される。アクセスキーは、対称鍵暗号方式における暗号鍵として生成され、使用される。

10

【0038】

また、アクセスキーは、所定の時間間隔 $t_1$ でランダムに更新される。本実施形態では、例えば、 $t_1 = 10$ (分)である。

なお、アクセスキーは、RC4(Rivest's Cipher 4)により暗号化されて他のノード装置に送信され、本実施形態では、アクセスキーの長さは128ビットである。RC4はストリーム暗号の1種なので、RC4によって暗号化された暗号文(ciphertext)の長さは、元の明文(plaintext)の長さと同じ。

【0039】

ところで、一般に、鍵の長さが64ビットのRC4の解読には50万フレームを、鍵の長さが128ビットの解読には100万フレームを収集することが必要であると言われている。これに対し、上記のとおり、本実施形態では、アクセスキーは $t_1 = 10$ 分ごとにランダムに変化する。

20

【0040】

例えば、図2に関して例示したように、フレームが通常毎分1フレーム送信されるとすると、10分間では10フレーム送信されることとなる。そして、例えば、図2の例では、センサデータフレームの最終的な宛先であるゲートウェイ装置GWが、アドホックネットワーク内で最も多くのフレームを受信することになる。しかし、ゲートウェイ装置GWであっても、例えば総数500台のノード装置からデータを受信する場合のフレーム数は、1分間あたり約500フレームである。すなわち、アクセスキーが更新されるまでの10分間に、不正ノード装置が解読に必要なフレームを収集することは、事実上不可能であると言えることができる。

30

【0041】

共通鍵生成部3は、ノード装置1内に備えられた耐タンパデバイス(例えば後述の図4の耐タンパ性PICマイコン14)等により、図1のネットワーク内のノード装置で共通する暗号鍵である共通鍵を生成する。共通鍵は、所定の時間間隔 $t_2$ で更新される。本実施形態では、例えば、 $t_2 = 12$ (時間)である。

【0042】

各ノード装置において保有する時刻情報は、ネットワーク内で同期されている。このため、共通鍵は、時間により変化するが、ある時刻においては、ネットワーク内のノード装置で共通する。

40

【0043】

暗号化部4は、他のノード装置に送信するフレームに含まれるデータの暗号化を行い、復号化部5は、他のノード装置から暗号化して送信されたフレームに含まれるデータの復号を行う。

【0044】

送信部7は、図3に示すノード装置1において生成した暗号化データを含む暗号化フレームを、他のノード装置に向けて送信し、受信部8は、他のノード装置から送信された暗号化フレームを受信する。

【0045】

50

フレーム処理部 6 は、受信したフレームの処理を実行する。例えば、フレーム処理部 6 は、受信したフレームの所定のフィールドから情報を取り出して、「既に受信したフレームであるか否か」の判断を、上記「受信したフレームの処理」として行ってもよい。あるいは、フレーム処理部 6 は、受信したフレームの所定のフィールドから情報を取り出して、「正当なノード装置から送信されたフレームであるか否か」の判断等を、上記「受信したフレームの処理」として行ってもよい。

【 0 0 4 6 】

フレーム処理部 6 はさらに、送信するフレームを作成する処理も行う。

時刻同期部 9 は、図 3 に示すノード装置 1 において保有する時刻を、ネットワーク内の他のノード装置の時刻と同期させるための処理を実行する。時刻同期部 9 の動作の詳細は、図 18 ~ 図 21 とともに後述する。

【 0 0 4 7 】

図 3 に示すノード装置 1 は、ネットワーク内の他のノード装置と通信を開始する前に、相手のノード装置との間で、共通鍵を用いて暗号化したアクセスキーを交換する。共通鍵により暗号化されたアクセスキーは、例えば「ハローフレーム」と呼ばれる所定の形式のフレームの所定のフィールドに格納されて相手のノード装置に送信される。

【 0 0 4 8 】

なお、以下、説明の便宜上、ノード装置 1 自身が生成したアクセスキーを「内部由来 (internally-originated) アクセスキー」と称し、他のノード装置から受け取ったアクセスキーを「外部由来 (externally-originated) アクセスキー」と称することがある。

【 0 0 4 9 】

図 3 のノード装置 1 は、通信相手のノード装置 (図 3 のノード装置 1 と同様の構成を有する不図示の第 2 のノード装置) から受信した、暗号化されたアクセスキーを、自ノード装置 1 において保有する共通鍵を用いて復号する。そして、図 3 のノード装置 1 は、以降、その不図示の第 2 のノード装置と通信を行う際には、復号により得られたアクセスキー (すなわち外部由来アクセスキー) を用いて、不図示の第 2 のノード装置宛のフレームの暗号化を行う。

【 0 0 5 0 】

上記のとおり、共通鍵及びアクセスキーはそれぞれ所定の時間間隔  $t_2$  及び  $t_1$  で更新されている。このため、第三者が不正にある時点での共通鍵あるいはアクセスキーを取得したとしても、なりすまし等の不正なアクセスは不可能となる。

【 0 0 5 1 】

続いて、図 3 の構成を実現するハードウェアの具体例について図 4 を参照して説明する。図 4 は、本実施形態に係るノード装置 1 のハードウェア構成図である。

図 3 のノード装置 1 は、MPU (MicroProcessing Unit) 11 と、有線PHY (PHYSical layer) 処理部 12 と、タイマIC (Integrated Circuit) 13 と、耐タンパ性PIC (Peripheral Interface Controller) マイコン (microcomputer) 14 を備える。ノード装置 1 はさらに、DRAM (Dynamic Random Access Memory) 15 と、フラッシュメモリ 16 と、無線LAN (Local Area Network) 処理部 17 を備える。

【 0 0 5 2 】

MPU 11 と有線PHY 処理部 12 の間の接続インタフェイスは、例えば、MII (Media Independent Interface) / MDIO (Management Data Input/Output) 18 である (なお「MII / MDIO」は「MII 又は MDIO」の意味である)。MII と MDIO はいずれも、物理層と MAC 副層 (Media Access Control sublayer) との間のインタフェイスである。

【 0 0 5 3 】

また、タイマIC 13 と耐タンパ性PIC マイコン 14 は、I<sup>2</sup>C (Inter-Integrated Circuit) / PIO (Parallel Input/Output) バス 19 により MPU 11 と接続されている (なお「I<sup>2</sup>C / PIO バス」は「I<sup>2</sup>C バス 又は PIO バス」の意味である)。

【 0 0 5 4 】

10

20

30

40

50

D R A M 1 5 とフラッシュメモリ 1 6 と無線 L A N 処理部 1 7 は、P C I (Peripheral Component Interconnect) バス 2 0 により M P U 1 1 と接続されている。

M P U 1 1 は、不揮発性記憶装置の 1 種であるフラッシュメモリ 1 6 上に格納されたファームウェアなどの種々のプログラムを D R A M 1 5 上にロードして実行することで様々な処理を実行する。M P U 1 1 は、例えば、耐タンパ性 P I C マイコン 1 4 のドライバや、後述の各種処理をノード装置 1 に実行させるためのファームウェアプログラムなど、種々のプログラムを実行する。

【 0 0 5 5 】

なお、D R A M 1 5 には、暗号化鍵などの各種のデータが格納されてもよい。また、D R A M 1 5 は、フレームの送信バッファ及び受信バッファとしても使われる。フラッシュメモリ 1 6 は、上記のとおり、ファームウェアプログラムなどを格納する。また、フラッシュメモリ 1 6 には、ノード装置 1 自身に固有の情報（例えば、ノード I D や M A C アドレス）も格納されている。

【 0 0 5 6 】

有線 P H Y 処理部 1 2 は、有線接続における物理層の処理を行う回路である。また、無線 L A N 処理部 1 7 は、無線 L A N 接続における物理層の処理を行うハードウェアである。無線 L A N 処理部 1 7 は、例えばアンテナ、A D C (Analog-to-Digital Converter)、D A C (Digital-to-Analog Converter)、変調器、復調器などを含み、物理層と M A C 副層の処理を行う。したがって、本実施形態では、ノード装置 1 が、有線通信と無線通信の双方を行うことができる。しかし、ノード装置 1 が、有線通信又は無線通信の一方のみを行う実施形態も可能である。

【 0 0 5 7 】

タイマ I C 1 3 は、設定された時間が経過するまでカウントアップ動作を行い、設定された時間が経過すると割り込み信号を出力する回路である。

耐タンパ性 P I C マイコン 1 4 は、共通鍵を生成する所定のアルゴリズムが組み込まれたマイコンである。耐タンパ性 P I C マイコン 1 4 は耐タンパ性なので、共通鍵を生成する所定のアルゴリズムが具体的にどのようなアルゴリズムであるかは、外部から解析することができない。

【 0 0 5 8 】

続いて、図 3 と図 4 を参照して説明したノード装置 1 の構成について、図 5 を参照してさらに詳しく説明する。図 5 は、本実施形態に係るノード装置 1 の構成をより詳細に示す図である。

【 0 0 5 9 】

図 5 には、図 3 と同様のアクセスキー生成部 2、共通鍵生成部 3、暗号化部 4、復号化部 5、フレーム処理部 6、送信部 7、受信部 8 及び時刻同期部 9 が示されている。

図 5 に示すように、受信部 8 は、ノード装置 1 が受信したフレームをフレームの種類に応じて分類するフレーム分岐処理部 2 1 と、フレームの種類別の受信バッファを備える。受信バッファは、例えば図 4 の D R A M 1 5 により実現される。

【 0 0 6 0 】

具体的に本実施形態では、ハローフレーム、時刻同期フレーム及びデータフレームという 3 つの種類に対応して、ハローフレーム受信バッファ 2 2 と、時刻同期フレーム受信バッファ 2 3 と、データフレーム受信バッファ 2 4 とを、受信部 8 が備えている。

【 0 0 6 1 】

フレーム分岐処理部 2 1 は、例えば、図 4 の無線 L A N 処理部 1 7 と M P U 1 1 により、又は有線 P H Y 処理部 1 2 と M P U 1 1 により、実現される。図 1 2、図 1 5 及び図 1 7 とともに後述するように、フレームのヘッダにはフレームの種類を示す「フレームタイプ」フィールドが含まれるので、フレーム分岐処理部 2 1 は、フレームタイプフィールドの値に基づいて、受信したフレームの種別を認識し、受信したフレームの分類を行うことができる。

【 0 0 6 2 】

10

20

30

40

50

また、復号化部 5 は、3つのフレームの種類に対応して、ハローフレーム復号化部 2 5 と、時刻同期フレーム復号化部 2 6 と、データフレーム復号化部 2 7 とを備える。復号化部 5 は、本実施形態では M P U 1 1 により実現されるが、専用のハードウェア回路により実現されてもよい。

【 0 0 6 3 】

ハローフレーム復号化部 2 5 は、ハローフレーム受信バッファ 2 2 に格納されたハローフレームを復号して、図 4 には不図示の他のノード装置のアクセスキーを抽出して出力する。時刻同期フレーム復号化部 2 6 は、時刻同期フレーム受信バッファ 2 3 に格納された時刻同期フレームを復号し、復号して得られた情報を時刻同期部 9 に出力する。データフレーム復号化部 2 7 は、データフレーム受信バッファ 2 4 に格納されたデータフレームを復号する。

10

【 0 0 6 4 】

さらに、ノード装置 1 は、図 5 に図示の、他のノード装置用のアクセスキー（すなわち外部由来アクセスキー）を格納するアクセスキー格納部 2 8 を備える。アクセスキー格納部 2 8 には、ハローフレーム復号化部 2 5 で復号された平文に含まれる外部由来アクセスキーが格納される。より具体的には、アクセスキー格納部 2 8 は、複数のノード装置それぞれに対応する外部由来アクセスキーを、複数のノード装置を識別する情報（例えばノード ID 又は M A C アドレスなど）と対応付けて格納している。

【 0 0 6 5 】

なお、アクセスキー格納部 2 8 は、例えば図 4 の D R A M 1 5 によって実現され、また、少なくとも一部が M P U 1 1 内のキャッシュメモリによって実現されてもよい。

20

また、ノード装置 1 は、復号されたデータフレームの正しさを確認する確認部 2 9 を含む。確認部 2 9 の動作の詳細は、図 1 6 とともに後述するが、確認部 2 9 は例えば M P U 1 1 により実現される。なお、本実施形態では、確認部 2 9 は、復号されたアクセスキーの正しさの確認も行う。

【 0 0 6 6 】

また、フレーム処理部 6 は受信データフレーム処理部 3 0 を含み、確認部 2 9 により「正しい（すなわち改竄されていない）」と確認されたデータフレームを使った処理を行う。例えば、受信データフレーム処理部 3 0 は、既に受信したデータフレームと同一のデータフレームを再度受信したのか、新たなデータフレームを受信したのかを判別する処理を行ってもよい。受信データフレーム処理部 3 0 も、M P U 1 1 により実現することができる。

30

【 0 0 6 7 】

なお、上記のデータフレーム復号化部 2 7 における復号では、ノード装置 1 自身のアクセスキーが使われる。そのため、ノード装置 1 は、自ノード装置 1 用のアクセスキー（すなわち内部由来アクセスキー）を格納するアクセスキー格納部 3 1 をさらに備えている。アクセスキー格納部 3 1 は、例えば D R A M 1 5 によって実現されてもよく、M P U 1 1 内のキャッシュメモリによって実現されてもよい。

【 0 0 6 8 】

他方、上記のハローフレーム復号化部 2 5 における復号では、ネットワーク内の複数のノード装置で共通の共通鍵が使われる。そのため、ノード装置 1 は、共通鍵を格納する共通鍵格納部 3 2 をさらに備えている。共通鍵格納部 3 2 も、例えば D R A M 1 5 によって実現されてもよく、M P U 1 1 内のキャッシュメモリによって実現されてもよい。

40

【 0 0 6 9 】

また、共通鍵格納部 3 2 に格納される共通鍵は、図 3 に関して説明したように、共通鍵生成部 3 によって生成される。すなわち、本実施形態によれば、複数のノード装置間で共通鍵を交換する必要がないように、複数のノード装置それぞれの共通鍵生成部 3 において、同じアルゴリズムにしたがって時刻から一意に決まる共通鍵が生成される。

【 0 0 7 0 】

なお、共通鍵の漏洩を防ぐため、本実施形態の共通鍵生成部 3 は、図 4 の耐タンパ性 P

50

ICマイコン14によって実現される。すなわち、共通鍵生成部3は耐タンパ性である。

また、共通鍵生成部3は、共通鍵を生成するために時刻情報を利用する。具体的には、ノード装置1は時計33を備えており、共通鍵生成部3は時計33を参照して時刻情報を得る。

【0071】

なお、詳しくは図10とともに後述するが、ノード装置1はさらに、図4のタイマIC13により実現されるカウンタ34を備えている。カウンタ34はカウントアップ動作を繰り返し、カウンタ34の値が予め設定された値に達すると、アクセスキー生成部2がアクセスキーを生成し、カウンタ34がクリアされる。

【0072】

また、上記の時刻同期フレーム復号化部26における復号では、ネットワーク内の複数のノード装置で共通しており、時間によって変動することもない、固定された時刻同期鍵が使われる。そのため、ノード装置1は、時刻同期鍵を格納する時刻同期鍵格納部35をさらに備えている。

【0073】

時刻同期鍵は、例えば、MPU11が実行するファームウェアプログラムに定数として予め書き込まれており、ファームウェアプログラムがDRAM15にロードされることで、DRAM15に記憶されてもよい。時刻同期鍵格納部35は、例えば、フラッシュメモリ16、DRAM15又はMPU11内のキャッシュメモリによって実現することができる。

【0074】

ところで、フレーム処理部6は、受信したデータフレームを処理する上記の受信データフレーム処理部30だけではなく、ハローフレームを作成するハローフレーム作成部36をさらに備えている。ハローフレーム作成部36は、アクセスキー格納部31からノード装置1自身のアクセスキーを読み出し、ハローフレームの元となる平文フレームを作成し、出力する。ハローフレーム作成部36は、例えば、MPU11により実現される。

【0075】

ハローフレーム作成部36から出力される平文フレームは、暗号化部4に入力され、暗号化される。なお、暗号化部4は、ハローフレーム暗号化部37、時刻同期フレーム暗号化部38及びデータフレーム暗号化部39を備え、暗号化部4内のこれら各部も、例えばMPU11により実現される。

【0076】

ハローフレーム暗号化部37は、共通鍵格納部32に格納されている共通鍵を用いて、ハローフレームの元となる平文フレームを暗号化する。また、時刻同期フレーム暗号化部38は、時刻同期鍵格納部35に格納されている時刻同期鍵を用いて、時刻同期フレームの元となる平文フレームを暗号化する。そして、データフレーム暗号化部39は、アクセスキー格納部28に格納されているアクセスキーのうち、データフレームの宛先のノード装置用のアクセスキーを用いて、データフレームの元となる平文フレームを暗号化する。

【0077】

なお、時刻同期フレームの元となる平文フレームは、詳しくは図20とともに後述するとおり、時刻同期部9から時刻同期フレーム暗号化部38に出力される。

また、フレーム処理部6はさらに、データフレームの元となる平文フレームを作成してデータフレーム暗号化部39に出力するデータフレーム作成部40も備えている。

【0078】

暗号化部4内で暗号化された各種フレームは送信部7に出力され、ノード装置1から送信される。具体的には、送信部7は、例えば図4のDRAM15によって実現される3つのバッファ(すなわち、ハローフレーム送信バッファ41と時刻同期フレーム送信バッファ42とデータフレーム送信バッファ43)と、さらに送信処理部44とを備える。送信処理部44は、例えば有線PHY処理部12とMPU11により実現されてもよいし、無線LAN処理部17とMPU11により実現されてもよい。

10

20

30

40

50

## 【0079】

ハローフレーム送信バッファ41は、暗号化されたハローフレームをハローフレーム暗号化部37から受け取って格納し、送信処理部44に出力する。時刻同期フレーム送信バッファ42は、暗号化された時刻同期フレームを時刻同期フレーム暗号化部38から受け取って格納し、送信処理部44に出力する。データフレーム送信バッファ43は、暗号化されたデータフレームをデータフレーム暗号化部39から受け取って格納し、送信処理部44に出力する。そして、送信処理部44は、受け取ったフレームを送信する。

## 【0080】

なお、図5に示すように、ノード装置1はさらに、例えばDRAM15によって実現される最新送信時刻格納部45を備えるが、最新送信時刻格納部45については図16とともに後述するので、ここでは説明を省略する。

10

## 【0081】

以上、図3～図5を参照してノード装置1の構成について説明したので、続いて、ノード装置1の動作について図6～図21を参照して説明する。

図6は、本実施形態に係るノード装置1による認証方法を説明する図である。

## 【0082】

図6に示すように、ノード装置1Aの周辺にノード装置1B及びノード装置1Cが存在する場合に、ノード装置1Aは、生成したアクセスキーa1を、それぞれノード装置1B及びノード装置1Cのアクセスキーb1及びc1と交換する。そして、ノード装置1Aは、ノード装置1Bに対しては、アクセスキーb1によりデータフレームを暗号化して送信し、ノード装置1Cに対しては、アクセスキーc1によりデータフレームを暗号化して送信する。

20

## 【0083】

図6の例では、ノード装置1Aにとっては、アクセスキーa1は内部由来アクセスキーであり、アクセスキーb1とc1は外部由来アクセスキーである。他方で、ノード装置1Bにとっては、アクセスキーa1は外部由来アクセスキーであり、アクセスキーb1が内部由来アクセスキーである。

## 【0084】

ノード装置1Aは、ノード装置1Bとノード装置1Cとでそれぞれ異なるアクセスキー(b1及びc1)を使用する。また、例えば、ノード装置1Bとの通信において、ノード装置1Aは、データ送信時にはアクセスキーb1を使用するが、データ受信時にはアクセスキーa1を使用する。このように、ノード装置1Aは、データ送信時とデータ受信時とでそれぞれ異なるアクセスキーを使用して通信を行う。換言すれば、内部由来アクセスキーは復号化用の鍵であり、外部由来アクセスキーは暗号化用の鍵である。

30

## 【0085】

このように、アドホック通信ネットワークを構成するノード装置のそれぞれが、隣接するノード装置とアクセスキーを上記の方法により交換し、通信相手のノード装置から受信したアクセスキーを用いてフレームを暗号化して送信する。また、これとともに、通信相手から受信したフレームについては、自ノード装置において定期的に更新するアクセスキーを用いて復号する。これにより、セキュリティが確保される。

40

## 【0086】

上記のとおり、本実施形態においては、ネットワーク内の各ノード装置が、隣接するノード装置と通信を行うときに、通信相手のノード装置が自ノード装置にアクセスするためのアクセスキーを生成する。そして、各ノード装置は、ネットワーク内で共通する共通鍵を用いて、上記の生成したアクセスキーを暗号化し、暗号化したアクセスキーをハローフレームでブロードキャストする。各ノード装置は、隣接ノード装置から受信したハローフレームに含まれるアクセスキーを共通鍵で復号し、復号で得たアクセスキーを用いて隣接ノード装置にアクセスする。以下、2台のノード装置間で実行される処理について具体的に説明する。

## 【0087】

50

図7は、2つのノード装置間で互いに相手のノード装置を認証して通信を行う処理を示したシーケンス図である。ここでは、2台のノード装置1を互いに区別するために、それぞれを「ノード装置1A」及び「ノード装置1B」とする。

【0088】

まず、ステップS1で、ノード装置1Aから通信相手ノード装置であるノード装置1Bに向けて、ノード装置1Aで生成したアクセスキーa1が送信される。アクセスキーa1は、先述のとおり、ノード装置1Aとノード装置1Bとの間で共通して保有する共通鍵により暗号化されている。ノード装置1Bは、自ノード装置1Bにおいて耐タンパデバイスを用いて生成した共通鍵を用いて、復号処理を行い、アクセスキーa1を得る。

【0089】

次に、ステップS2で、ノード装置1Bから通信相手ノード装置であるノード装置1Aに向けて、ノード装置1Bで生成したアクセスキーb1が送信される。アクセスキーb1についても、ノード装置1Aとノード装置1Bとの間で共通する共通鍵により暗号化されている。ノード装置1Aは、自ノード装置1Aにおいて耐タンパデバイスを用いて生成した共通鍵を用いて、復号処理を行い、アクセスキーb1を得る。

【0090】

ステップS1及びステップS2の処理において、一方のノード装置が不正にアクセスしようとする第三者である場合には、通信相手ノード装置との間に共通する共通鍵を持たず、復号して通信相手ノード装置のアクセスキーを取得することができない。このことを利用して、2台のノード装置1A、1Bの間でアクセスキーの交換ができた場合には、通信相手のノード装置1A及び1Bを正当と判断することができる。つまり、ノード装置1A、1Bの間でアクセスキーの交換ができた場合には、ノード装置1Aはノード装置1Bを正当と判断し、ノード装置1Bはノード装置1Aを正当と判断することができる。

【0091】

本実施形態においては、通信相手ノード装置とのアクセスキーの交換の成否をもって通信相手ノード装置の認証を行うこととし、認証が成功した場合には、ステップS3以降の通信を開始する。

【0092】

なお、ステップS1及びステップS2の認証処理は、アクセスキーが更新されるごとに行われる。

ステップS3で、ノード装置1Aからノード装置1Bに向けて、データを含むフレームが送信される。送信されるフレームは、ステップS2においてノード装置1Aが取得したアクセスキーb1により暗号化されている。例えば、図2に関して説明したように、センサデータを含む暗号化フレームであるセンサデータフレームが、ステップS3では送信される。

【0093】

また、フレームには、署名がされている。署名については後述する。フレームを受信したノード装置1Bは、自ノード装置1Bにおいて生成したアクセスキーb1を用いて、受信したフレームの復号を行い、データを得る。

【0094】

ステップS4で、ノード装置1Bからノード装置1Aに向けて、データを含むフレームが送信される。送信されるフレームは、ステップS1においてノード装置1Bが取得したアクセスキーa1により暗号化されており、署名がされている。フレームを受信したノード装置1Aにおいては、自ノード装置1Aにおいて生成したアクセスキーa1を用いて、受信したフレームの復号を行い、データを得る。

【0095】

図7に示すとおり、本実施形態に係るノード装置1(1A及び1B)は、通信相手のノード装置(1B及び1A)と共通する共通鍵を用いて、各ノード装置(1A及び1B)において生成するアクセスキー(a1及びb1)を暗号化して交換する。通信相手のノード装置(1B及び1A)が正当である場合には、通信相手のノード装置(1B及び1A)は

10

20

30

40

50

、自ノード装置（1 A 及び 1 B）はと共通する共通鍵を保有している。

【0096】

このため、各ノード装置（1 A 及び 1 B）は、通信相手のノード装置（1 B 及び 1 A）から受信したアクセスキー（b 1 及び a 1）を、自ノード装置（1 A 及び 1 B）において保有する共通鍵を用いて復号することができる。不正にアクセスしようとする第三者においては上記共通鍵を保有していないため、各ノード装置（1 A 及び 1 B）は、受信したアクセスキー（b 1 及び a 1）を復号できるか否かにより、通信相手のノード装置（1 B 及び 1 A）について正当か不当かを判断することができる。各ノード装置 1 は、通信相手のノード装置と定期的にアクセスキーを交換し、正当であると判断できたノード装置と通信を継続する。

10

【0097】

また、データの受信時においては、自ノード装置において生成したアクセスキーを用いて復号処理を行い、データを取り出す。例えば、ステップ S 3 では、受信側のノード装置 1 B は、自ノード装置 1 B が生成したアクセスキー b 1 を用いて復号処理を行う。

【0098】

データの送信時においては、認証処理において通信相手ノード装置から受信した、通信相手ノード装置において生成されたアクセスキーを用いて暗号化して、データを送信する。例えば、ステップ S 3 では、送信側のノード装置 1 A は、通信相手ノード装置 1 B からステップ S 2 で受信したアクセスキー b 1 を用いて暗号化処理を行う。

【0099】

20

図 8 は、データフレームのフォーマットを示す図である。フォーマットの更なる詳細は、図 15 及び図 17 とともに後述する。また、ハローフレームのフォーマットの例は図 12 とともに後述する。

【0100】

図 8 に示すように、データフレームは、ヘッダ、フレームの識別情報（F I D）、時刻情報及びボディからなり、データフレームには署名が追加されている。

ヘッダには、フレームの宛先情報等が格納される。F I D には、送信元のノード装置 1 が付与した、データフレームを識別するためのシーケンス番号等が格納される。時刻情報には、図 8 に示すフレームが組み立てられた時刻を示す情報が格納される。具体的には、図 8 のデータフレームを隣接ノード装置に転送する時刻を示す情報が格納される。ボディ

30

【0101】

署名には、フレーム（正確には平文フレーム）自体のハッシュコードが共通鍵により暗号化された値が格納される。署名により、図 8 に示すフレームが同一の共通鍵を保有するノード装置において生成されたものであることが証明される。

【0102】

図 8 に示すデータフレームは、通信相手のノード装置のアクセスキー（つまり外部由来アクセスキー）により暗号化されて送信される。

本実施形態に係るノード装置 1 は、通信相手のノード装置から暗号化フレームを受信すると、自ノード装置が生成したアクセスキーを用いて復号して、平文フレームを得る。ノード装置 1 はさらに、平文フレームから署名として付与されている暗号化されたハッシュ値を取り出し、さらに、取り出したハッシュ値（暗号化されたハッシュ値）を、共通鍵を用いて復号する。そして、共通鍵を用いて復号して得られた値と、平文フレームから計算されるハッシュ値とを比較し、互いに一致する場合は、ノード装置 1 は、「自ノード装置と同一の共通鍵を保有するノード装置において生成したフレームが受信された」と判定する。

40

【0103】

また、本実施形態に係るノード装置 1 は、相手から受信したデータフレームの F I D と時刻情報との組み合わせを記憶しておき、記憶されている F I D 及び時刻情報と受信したデータフレームの F I D 及び時刻情報とを比較する。例えば、正当と認証された 2 台のノ

50

ード装置間で通信を行っているときに、不正なノード装置がデータフレームをキャプチャ及びコピーして送信してることがある。その場合、データフレームに含まれるF I D及び時刻情報は、過去に正当なノード装置から受信したF I D及び時刻情報と一致する。このように、受信したデータフレームのF I D及び時刻情報が、ノード装置1自身が記憶しているF I D及び時刻情報と一致する場合は、ノード装置1は、不正なノード装置からのアクセスと判断して、受信したデータフレームを破棄する。

【0104】

なお、正当なノード装置からデータフレームが再送された場合には、F I Dについては記憶されているF I Dと一致するが、時刻情報が異なる。このように、「F I Dは記憶されている値と一致し、時刻情報については異なる」というデータフレームについては、ノード装置1は、既に受信したデータフレームと同一であると判断し、そのデータフレームについても破棄する。

10

【0105】

続いて、上記図6～図8を参照して説明した一連の処理について、図9～図16のフローチャートを参照しながら、より詳細に説明する。

図9は共通鍵更新処理のフローチャートである。共通鍵更新処理は、ノード装置1の電源が入れられると開始される。

【0106】

ステップS101で、ノード装置1全体を制御する図4のMPU11は、図5の時計33を参照して、現在時刻を認識し、現在時刻が予め決められた更新時刻であるか否かを判断する。なお、ここで「更新時刻」とは、共通鍵の更新を行う時刻として予め決められた時刻である。例えば、 $t_2 = 12$ （時間）である場合、「毎日1時と13時が更新時刻である」と決められていてもよい。

20

【0107】

現在時刻が更新時刻であれば、処理はステップS102に進み、MPU11は、耐タンパ性PICマイコン14のドライバ（以下「耐タンパデバイスドライバ」という）に、共通鍵の生成のための処理を開始するよう命令する。耐タンパデバイスドライバは、共通鍵生成部3の一部として働く。

【0108】

すなわち、MPU11は、共通鍵を生成するための種（seed）として使うデータ（以下「種データ」という）を、耐タンパデバイスドライバに引数として与える。耐タンパデバイスドライバも、MPU11により実行されるプログラムの1種である。

30

【0109】

続いて、ステップS103において耐タンパデバイスドライバは、受け取った種データを、耐タンパデバイスである耐タンパ性PICマイコン14に出力し、当該種データを使って新たな共通鍵を生成するよう、耐タンパ性PICマイコン14に命令する。

【0110】

そして、ステップS104で耐タンパ性PICマイコン14は、受け取った種データを使って新たな共通鍵を生成し、生成した共通鍵を耐タンパデバイスドライバに通知する。耐タンパデバイスドライバは、生成された新たな共通鍵を、例えばDRAM15上に実現される共通鍵格納部32に格納する。

40

【0111】

以上のようにして、現在時刻が更新時刻であれば、共通鍵が更新される。他方で、現在時刻が更新時刻でなければ、処理はステップS101に戻る。なお、ステップS101の分岐は、タイマ割り込みにより実現されてもよい。

【0112】

続いて、アクセスキーの更新について図10を参照して説明する。図7に関して説明したように、アクセスキーは定期的に更新される。

図10はアクセスキー更新処理のフローチャートである。

【0113】

50

ステップS201で、ノード装置1内部のタイマカウンタ(すなわち図4のタイマIC13により実現される図5のカウンタ34)がカウントアップ操作を行う。

そして、ステップS202で、アクセスキー生成部2は、所定の時間 $t_1 = 10$ 分が経過したか否かを、カウンタ34の値を参照して判断する。所定の時間 $t_1 = 10$ 分が経過していれば(すなわち、カウンタ34の値が、 $t_1 = 10$ 分に対応する値として予め設定された値に達していれば)、処理はステップS203に進み、まだ所定の時間 $t_1 = 10$ 分が経過していなければ、処理はステップS201に戻る。

【0114】

ステップS203でアクセスキー生成部2は、所定のアルゴリズムにしたがって新たなアクセスキーを生成し、アクセスキー格納部31に記憶された内部由来アクセスキーを上書き更新する。

【0115】

また、ステップS204では、タイマカウンタ(つまり図5のカウンタ34)のクリア動作が行われ、その後、処理はステップS201に戻る。

なお、カウント値が所定の時間 $t_2$ に相当する値になるとクリアされる不図示の第2のカウンタ(つまり図5のカウンタ34とは別のカウンタ)を利用して、図9の共通鍵更新処理を実現することもできる。あるいは逆に、アクセスキー生成部2が時計33を参照し、現在時刻がアクセスキーの更新時刻に該当するか否かを判断することで、図10のアクセスキー更新処理を実現することもできる。

【0116】

ところで、多数のノード装置1を含むアドホック通信システムにおいては、アドホック通信システム全体としてトラフィックが時間的に分散することが好ましい。アクセスキーの更新に伴うハローフレームの送信は、例えば下記(1)~(3)により、アドホック通信システム内で時間的に分散させることができる。

(1)図2の各ノード装置1A~1Iが、共通の所定時間が電源投入後に経過してから図10の処理を開始するよう設定されている場合は、各ノード装置1A~1Iには、時刻をずらして電源が入れられる。すると、各ノード装置1A~1Iによるアクセスキーの更新時刻も分散するので、アクセスキーの更新に続いて生じるハローフレームの送信も、時間的に分散して生じることになる。

【0117】

(2)各ノード装置1A~1Iは、ノード装置1A~1Iごとに異なるランダムな時間が電源投入後に経過してから図10の処理を開始するよう設定されていてもよい。例えば、各ノード装置1A~1Iそれぞれのフラッシュメモリ16の所定の領域に、上記ランダムな時間が予め書き込まれて設定されてもよい。

【0118】

(3)各ノード装置1A~1Iにおいて、上記の所定の時間 $t_1$ の長さが異なるよう、設定されていてもよい。所定の時間 $t_1$ は、例えば、MPU11が実行するファームウェアプログラムで利用される定数として、予め設定されている。

【0119】

さて、上記のようにして図10の処理によりアクセスキーが生成されると、図7のステップS1とS2に関して説明したように、ハローフレームが送信される。生成された新たなアクセスキーは、ハローフレームにより、隣接するノード装置に通知される。

【0120】

そこで、以下ではハローフレームの送信と受信の詳細について、図11~図13を参照して説明する。

図11はハローフレーム送信処理のフローチャートである。また、図12はハローフレームのフォーマットと、ハローフレームに関して行われる各種処理を説明する図である。

【0121】

図11の処理は、アクセスキー生成部2がアクセスキーを生成したことを契機として開始される。例えば、図7のステップS1ではノード装置1Aが、ステップS2ではノード

10

20

30

40

50

装置 1 B が、図 1 1 の処理を実行する。例えば、アクセスキー生成部 2 がアクセスキーの生成をハローフレーム作成部 3 6 に通知することで、ハローフレーム作成部 3 6 が図 1 1 の処理を開始する。

【 0 1 2 2 】

ステップ S 3 0 1 においてハローフレーム作成部 3 6 は、ハローデータ（すなわちハローフレームのペイロードの元になる平文データ）と、ハローフレームのヘッダを作成する。具体的には、ハローデータは、アクセスキー生成部 2 が新たに生成したアクセスキーのデータを含む。

【 0 1 2 3 】

例えば、ハローフレームはアクセスキーの交換のために予め決められた所定のフォーマットのフレームであればよく、ペイロードにはアクセスキー以外の様々なフィールドを含んでもよい。しかし、以下では説明の簡単化のため、本実施形態のハローフレームは、ペイロードに暗号化されたアクセスキーのみを含む場合を例として説明する。

【 0 1 2 4 】

この場合、ステップ S 3 0 1 でハローフレーム作成部 3 6 は、単にアクセスキー格納部 3 1 からハローデータとして内部由来アクセスキーを読み出すだけで、ハローデータを用意することができる。すなわち、図 1 2 の平文アクセスキー D 1 が、ステップ S 3 0 1 でハローデータとして用意される。

【 0 1 2 5 】

次に、ステップ S 3 0 2 においてハローフレーム作成部 3 6 は、ハローデータのハッシュ値を計算し、計算したハッシュ値を、ハローフレームの元になる平文フレームの末尾に署名として付与する。具体的には、ハローフレーム作成部 3 6 は、図 1 2 の平文アクセスキー D 1 から平文ハッシュ値 D 2 を計算し、ヘッダと平文アクセスキー D 1 と平文ハッシュ値 D 2 を連結した平文フレームを、ハローフレーム暗号化部 3 7 に出力する。なお、「平文ハッシュ値」という名称は、暗号化されたハッシュ値と対比して、暗号化される前の元のハッシュ値であることを明示するための名称である。

【 0 1 2 6 】

そして、ステップ S 3 0 3 でハローフレーム暗号化部 3 7 は、共通鍵格納部 3 2 を参照して共通鍵を読み出し、ステップ S 3 0 2 で署名が付与された後の平文フレーム（正確には、平文フレームのペイロードとトレイラ）を、共通鍵を用いて暗号化する。

【 0 1 2 7 】

例えば、本実施形態では、暗号化アルゴリズムとして、ストリーム暗号の 1 種である RC 4 が採用されている。よって、ステップ S 3 0 3 では、ハローフレーム暗号化部 3 7 が共通鍵から鍵ストリームを生成し、平文アクセスキー D 1 と平文ハッシュ値 D 2 からなる部分と、鍵ストリームとの排他的論理和（XOR；exclusive OR）を求める。それにより、ステップ S 3 0 3 では、暗号化されたペイロード及びトレイラが生成される。

【 0 1 2 8 】

具体的には、図 1 2 に示すように、ハローフレーム暗号化部 3 7 は、平文アクセスキー D 1 から暗号化アクセスキー D 3 を生成し、平文ハッシュ値 D 2 から暗号化ハッシュ値 D 4 を生成する。なお、図 1 2 では、共通鍵を使った暗号化又は復号化の操作を黒い太矢印で表している。

【 0 1 2 9 】

また、ステップ S 3 0 1 で用意されたヘッダは暗号化されず、クリアテキスト（cleartext）のまま使われる。本実施形態では、例えば図 1 2 に示すように、ローカル宛先アドレス D 5、ローカル差出アドレス D 6、フレームタイプ D 7 及びフレームサイズ D 8 の各フィールドを含むアドホックヘッダ D 9 がステップ S 3 0 1 で用意されている。

【 0 1 3 0 】

したがって、ステップ S 3 0 3 でハローフレーム暗号化部 3 7 は、アドホックヘッダ D 9 に、ペイロード D 1 0 としての暗号化アクセスキー D 3 と、トレイラ D 1 1 としての暗号化ハッシュ値 D 4 とを連結し、ハローフレームを作成する。そして、ハローフレーム暗

10

20

30

40

50

号化部 37 は、作成したハローフレームをハローフレーム送信バッファ 41 に出力する。

【0131】

なお、本実施形態では、隣接する複数の装置（他のノード装置やゲートウェイ装置 GW）にアクセスキーを通知するため、ハローフレームはブロードキャストされる。そのため、具体的には、ローカル宛先アドレス D5 はブロードキャストアドレスであり、ローカル差出アドレス D6 はノード装置 1 自身の MAC アドレスである。

【0132】

また、フレームタイプ D7 は、ハローフレームを表す値に設定されている。フレームサイズ D8 には、暗号化アクセスキー D3 と暗号化ハッシュ値 D4 の長さの和（すなわち平文アクセスキー D1 と平文ハッシュ値 D2 の長さの和）が指定されている。

10

【0133】

最後に、ステップ S304 で送信部 7 はハローフレームを送信する。すなわち、ステップ S303 の結果として一時的にハローフレーム送信バッファ 41 に格納されたハローフレームが、送信処理部 44 によってステップ S304 で読み出されて送信される。

【0134】

図 13 はハローフレーム受信処理のフローチャートである。例えば、図 7 のステップ S1 においては、図 2 のノード装置 1A が図 11 の処理を行うので、ノード装置 1A に隣接するノード装置 1B で図 13 の処理が行われる。

【0135】

ノード装置 1B において、受信部 8 がハローフレームを受信すると、フレーム分岐処理部 21 が「受信したフレームはハローフレームである」とアドホックヘッダ D9 のフレームタイプ D7 から判別する。そして、その判別を契機として、図 13 の処理が開始される。また、フレーム分岐処理部 21 によってハローフレームと判別された受信フレームは、一時的にハローフレーム受信バッファ 22 に格納される。

20

【0136】

ステップ S401 で復号化部 5 のハローフレーム復号化部 25 は、共通鍵格納部 32 を参照して共通鍵のデータを読み出す。そして、ハローフレーム復号化部 25 は、共通鍵を用いて、ハローフレーム受信バッファ 22 に格納されているハローフレーム（本実施形態では、正確にはそのペイロードとトレイラ）を復号する。

【0137】

すなわち、ハローフレーム復号化部 25 は、共通鍵から鍵ストリームを生成し、ペイロード D10 とトレイラ D11 からなる部分と鍵ストリームとの XOR を求める。それにより、ハローフレーム復号化部 25 は、暗号化アクセスキー D3 から、復号された平文アクセスキー D12 を得るとともに、暗号化ハッシュ値 D4 から、復号された平文ハッシュ値 D13 を得る。そして、ハローフレーム復号化部 25 は、アドホックヘッダ D9 と復号された平文アクセスキー D12 と復号された平文ハッシュ値 D13 からなる平文フレームを確認部 29 に出力する。

30

【0138】

すると、ステップ S402 で確認部 29 は、ハローフレーム復号化部 25 から入力された平文フレームから、復号された平文アクセスキー D12 を抽出する。そして、確認部 29 は、復号された平文アクセスキー D12 のハッシュ値を計算し、図 12 の計算されたハッシュ値 D14 を得る。

40

【0139】

そして、ステップ S403 で確認部 29 は、図 12 の復号された平文ハッシュ値 D13 と計算されたハッシュ値 D14 を比較する。

2つのハッシュ値が等しければ、確認部 29 は「OK」と判断し、処理はステップ S404 に移行する。他方、2つのハッシュ値が異なれば、確認部 29 は「NG」と判断し、処理はステップ S405 に移行する。

【0140】

ステップ S404 では、確認部 29 が、ローカル差出アドレス D6 と関連付けられてい

50

るアクセスキー格納部 28 内の外部由来アクセスキーを、復号された平文アクセスキー D12 で上書きする。その結果、ハローフレームの送信元のノード装置に対応する外部由来アクセスキーが更新される。そして図 13 の処理は終了する。

【0141】

他方、ステップ S405 では、図 13 の処理を開始する契機となった当該ハローフレームが廃棄され、図 13 の処理が終了する。

以上、図 7 のステップ S1 と S2 に対応する処理の詳細を、図 10 ~ 図 13 を参照して説明したので、続いて、図 7 のステップ S3 と S4 に対応する処理の詳細を、図 14 ~ 図 16 を参照して説明する。

【0142】

図 14 はデータフレーム送信処理のフローチャートである。図 7 のステップ S3 ではノード装置 1A が、ステップ S4 ではノード装置 1B が、図 14 の処理を行う。実施形態に応じて、例えば、ノード装置 1 に接続されたセンサ等の外部機器からの入力を契機としてデータフレーム送信処理が開始されてもよい。あるいは、ノード装置 1 は、予め決められたスケジュールにしたがってデータフレーム送信処理を行ってもよい。

【0143】

本実施形態では、下記(1)~(3)の条件が成立すると、データフレーム作成部 40 が図 14 の処理を開始する。

(1) 送信対象のデータ(以下「対象データ」という)が用意される。対象データは、例えば、ノード装置 1 に接続された外部機器から入力されてもよいし、データフレーム作成部 40 が作成してもよい。対象データの例は、図 2 に関して説明したセンサデータである。

【0144】

(2) 最終的な宛先(すなわちアドホックネットワーク内でのグローバルな宛先)が決定される。最終的な宛先は、図 2 の例のように固定的にゲートウェイ装置 GW と決定されていてもよいし、データフレーム作成部 40 により動的に決定されてもよい。

【0145】

(3) グローバルな宛先から、ローカルな宛先(すなわち隣接する他のノード装置のうちの 1 つ)が決定される。アドホック通信システムの構成要素であるノード装置 1 は、グローバルな宛先からローカルな宛先を決定することができる。

【0146】

なお、上記(3)に関して補足すると次のとおりである。

図 1 に関して説明したように、アドホック通信システムの構成要素であるノード装置 1 は、ノード装置 1 自身の周囲に存在する他のノード装置についてリストを作成し、リストに基づいてノード装置 1 がフレームを転送するノード装置を決定することができる。つまり、ノード装置 1 には、グローバルな宛先からローカルな宛先を決定してフレームをルーティングする機能が実装されている。

【0147】

例えば、図 2 のノード装置 1B は、ノード装置 1B 自身の周囲に存在する他のノード装置 1A、1C 及び 1E についてリストを作成し、「最終的な宛先がゲートウェイ装置 GW のフレームは、ノード装置 1C に転送するのが好ましい」といった情報を管理する。つまり、ノード装置 1B は、グローバルな宛先(例えばゲートウェイ装置 GW)を、ノード装置 1B 自身に隣接する装置を示すローカルな宛先(例えばノード装置 1C)に対応付けて管理し、フレームのルーティングを行う。グローバルな宛先とローカルな宛先を対応付ける情報は、例えば図 4 の DRAM 15 に記憶される。

【0148】

また、グローバルな宛先とローカルな宛先を対応付ける情報は、重み付けされていてもよい。重み付けにより、ある 1 つのグローバルな宛先(例えばゲートウェイ装置 GW)に関して、ノード装置 1B 自身に隣接する複数の装置(例えばノード装置 1A、1C 及び 1E)のうち、いずれが転送先として好ましいかが表される。例えば、図 2 の例では、ゲ-

10

20

30

40

50

トウェイ装置GWとノード装置1Aの組の重みよりも、ゲートウェイ装置GWとノード装置1Cの組の重みの方が、高い優先度を示す。すなわち、重み付けにより、「最終的な宛先がゲートウェイ装置GWのフレームは、ノード装置1A又は1Eに転送するよりも、ノード装置1Cに転送する方が好ましい」といった情報が表される。

【0149】

M P U 1 1 は、ファームウェアプログラムを実行することにより、上記の情報を管理し、受信したフレームの転送の要否を判断する。転送が必要な場合、ファームウェアプログラムを実行するM P U 1 1 は、D R A M 1 5 を参照してグローバルな宛先からローカルな宛先を決定し、決定したローカルな宛先を転送先として、フレームを送信する。

【0150】

ここで図14の説明に戻ると、上述のとおりデータフレーム送信処理は、上記(1)~(3)の条件が成立すると開始される。

すると、ステップS501でデータフレーム作成部40は、データフレームのペイロードの元になる平文ペイロードのハッシュ値を計算する。データフレーム作成部40は、計算したハッシュ値を、平文ペイロードの末尾に続く平文トレイラの一部として付与する。本実施形態は、トレイラには、署名が設定される。

【0151】

ここで、図15を参照してステップS501をより詳細に説明すれば下記のとおりである。

図15はデータフレームのフォーマットと、データフレームに関して行われる各種処理の第1の例を説明する図である。図15は、図8と一部異なるフォーマットが採用される場合についての説明である。図8と同様のフォーマットを採用する場合には、図17とともに後述する。

【0152】

ステップS501でデータフレーム作成部40は、図15の平文F I D ・ D 1 5 として新たなF I D を発行する。また、データフレーム作成部40は、上記の条件(1)に関して説明した対象データだけでなく、ペイロードに含める他のデータを適宜ステップS501で用意する。ステップS501で用意されるデータは、D R A M 1 5 又はフラッシュメモリ16から読み出されるデータでもよいし、データフレーム作成部40によって生成されるデータでもよいし、外部機器から入力されるデータでもよい。

【0153】

例えば、データフレーム作成部40は、データフレームの最終的な宛先であるグローバルな宛先を指定するデータを、条件(1)で用意された対象データと合わせて、平文ボディD16を作成する。

【0154】

また、図14には明示していないが、データフレーム作成部40はステップS501でさらに、アドホックヘッダD9を生成する。アドホックヘッダD9の形式は、ハローフレームと同様である。

【0155】

すなわち、データフレームにおいても、アドホックヘッダD9は、ローカル宛先アドレスD5、ローカル差出アドレスD6、フレームタイプD7及びフレームサイズD8を含む。ただし、ローカル宛先アドレスD5は上記の条件(3)で説明したようにして決定されたM A C アドレスである。また、フレームタイプD7は、データフレームを示す値に設定される。

【0156】

こうして、データフレーム作成部40はステップS501においてアドホックヘッダD9と、平文F I D ・ D 1 5 と平文ボディD16からなる平文ペイロードとを作成し、平文ペイロードから図15の平文ハッシュ値D17を計算する。

【0157】

また、ステップS502でデータフレーム作成部40は、時計33を参照して現在時刻

10

20

30

40

50

情報を取得し、取得した現在時刻情報を図 15 の平文時刻 D 1 8 として、平文ハッシュ値 D 1 7 の後ろに連結する。平文ハッシュ値 D 1 7 と平文時刻 D 1 8 からなる部分が、暗号化署名の元となる平文署名である。そして、データフレーム作成部 4 0 は、アドホックヘッダ D 9、平文ペイロード及び平文署名からなる平文フレームをデータフレーム暗号化部 3 9 に出力する。

**【 0 1 5 8 】**

すると、ステップ S 5 0 3 でデータフレーム暗号化部 3 9 は、共通鍵格納部 3 2 を参照して共通鍵を読み出し、共通鍵を用いて平文署名を暗号化して暗号化署名 D 2 1 を得る。

上記のように、本実施形態では暗号化アルゴリズムとして R C 4 が採用されている。よって、ステップ S 5 0 3 でデータフレーム暗号化部 3 9 は、具体的には、共通鍵から鍵ストリームを生成し、平文署名と鍵ストリームとの X O R を求める。

**【 0 1 5 9 】**

その結果、平文ハッシュ値 D 1 7 からは暗号化ハッシュ値 D 1 9 が得られ、平文時刻 D 1 8 からは暗号化時刻 D 2 0 が得られる。換言すれば、平文署名全体からは、暗号化ハッシュ値 D 1 9 と暗号化時刻 D 2 0 からなる暗号化署名 D 2 1 が得られる。

**【 0 1 6 0 】**

続いて、ステップ S 5 0 4 でデータフレーム暗号化部 3 9 は、上記条件 ( 3 ) で決定した送信先のノード装置 ( すなわち、ローカル宛先アドレス D 5 に M A C アドレスが指定されているノード装置 ) のアクセスキーを使って、平文フレームを暗号化する。すなわち、データフレーム暗号化部 3 9 は、アクセスキー格納部 2 8 を参照して送信先のノード装置のアクセスキーを読み出し、読み出したアクセスキーを用いて、平文ペイロードと暗号化署名 D 2 1 を暗号化する。

**【 0 1 6 1 】**

すなわち、データフレーム暗号化部 3 9 は、鍵ストリームの生成と X O R 演算を行う。その結果、データフレーム暗号化部 3 9 は、平文 F I D ・ D 1 5 からは暗号化 F I D ・ D 2 2 を、平文ボディ D 1 6 からは暗号化ボディ D 2 3 を、それぞれ生成する。また、データフレーム暗号化部 3 9 は、暗号化ハッシュ値 D 1 9 からは二重暗号化ハッシュ値 D 2 4 を、暗号化時刻 D 2 0 からは二重暗号化時刻 D 2 5 を生成する。つまり、暗号化署名 D 2 1 からは、トレイラに相当する、二重に暗号化された署名が得られる。

**【 0 1 6 2 】**

なお、図 1 5 及び図 1 7 では、共通鍵による暗号化及び復号化を黒い矢印で表し、アクセスキーによる暗号化及び復号化を斜線模様の矢印で表している。

以上のようにして、暗号化 F I D ・ D 2 2 と暗号化ボディ D 2 3 からなるペイロード D 2 6 と、二重暗号化ハッシュ値 D 2 4 と二重暗号化時刻 D 2 5 からなる署名としてのトレイラ D 2 7 が生成される。したがって、ステップ S 5 0 4 でデータフレーム暗号化部 3 9 は、アドホックヘッダ D 9 にペイロード D 2 6 とトレイラ D 2 7 を連結してデータフレームを作成し、データフレーム送信バッファ 4 3 に出力する。

**【 0 1 6 3 】**

最後に、ステップ S 5 0 5 で送信部 7 はデータフレームを送信する。すなわち、ステップ S 5 0 4 の結果として一時的にデータフレーム送信バッファ 4 3 に格納されたデータフレームが、送信処理部 4 4 によってステップ S 5 0 5 で読み出されて送信される。

**【 0 1 6 4 】**

図 1 6 はデータフレーム受信処理のフローチャートである。図 7 のステップ S 3 では 1 B が、ステップ S 4 ではノード装置 1 A が、図 1 6 の処理を行う。

以下、説明の便宜上、図 7 のステップ S 3 で、ノード装置 1 B が、アクセスキー b 1 で暗号化されたデータフレームを受信部 8 において受信した場合について、説明する。

**【 0 1 6 5 】**

上記データフレームがノード装置 1 B で受信されると、フレーム分岐処理部 2 1 は、「受信したフレームはデータフレームである」とアドホックヘッダ D 9 のフレームタイプ D 7 から判別する。そして、その判別を契機として、図 1 6 の処理が開始される。また、フ

10

20

30

40

50

フレーム分岐処理部 2 1 によってデータフレームと判別された受信フレームは、一時的にデータフレーム受信バッファ 2 4 に格納される。

【 0 1 6 6 】

ステップ S 6 0 1 で復号化部 5 のデータフレーム復号化部 2 7 は、自ノード装置 1 B のアクセスキーを使って、受信したフレームを復号する。すなわち、データフレーム復号化部 2 7 は、アクセスキー格納部 3 1 を参照して、ノード装置 1 B 自身にとっては内部由来アクセスキーであるアクセスキー b 1 のデータを読み出す。そして、データフレーム復号化部 2 7 は、アクセスキー b 1 を用いて、データフレーム受信バッファ 2 4 に格納されているデータフレーム（本実施形態では、正確にはそのペイロードとトレイラ）を復号する。

10

【 0 1 6 7 】

すなわち、データフレーム復号部 2 7 は、アクセスキー b 1 から鍵ストリームを生成し、暗号文（つまり図 1 5 のペイロード D 2 6 とトレイラ D 2 7 からなる部分）と鍵ストリームとの XOR を求める。それにより、データフレーム復号部 2 7 は、暗号化 F I D ・ D 2 2 から、復号された平文 F I D ・ D 2 8 を得、暗号化ボディ D 2 3 から、復号された平文ボディ D 2 9 を得る。また、データフレーム復号部 2 7 は、二重暗号化ハッシュ値 D 2 4 から、復号された暗号文ハッシュ値 D 3 0 を得、二重暗号化時刻 D 2 5 から、復号された暗号文時刻 D 3 1 を得る。つまり、データフレーム復号部 2 7 は二重暗号化署名から暗号化署名を得る。

【 0 1 6 8 】

続いて、ステップ S 6 0 2 でデータフレーム復号部 2 7 は、共通鍵格納部 3 2 を参照して共通鍵のデータを読み出し、復号された暗号文ハッシュ値 D 3 0 と復号された暗号文時刻 D 3 1 からなる暗号化署名を、共通鍵を用いて復号する。その結果、復号された暗号文ハッシュ値 D 3 0 からは復号された平文ハッシュ値 D 3 3 が得られ、復号された暗号文時刻 D 3 1 からは復号された平文時刻 D 3 4 が得られる。

20

【 0 1 6 9 】

そこで、データフレーム復号部 2 7 は、アドホックヘッダ D 9、復号された平文 F I D ・ D 2 8、復号された平文ボディ D 2 9、復号された平文ハッシュ値 D 3 3 及び復号された平文時刻 D 3 4 を、復号された平文フレームとして確認部 2 9 に出力する。

【 0 1 7 0 】

ステップ S 6 0 3 で確認部 2 9 は、データフレーム復号部 2 7 からの入力から、復号された平文 F I D ・ D 2 8 と復号された平文ボディ D 2 9 からなる部分（以下、「復号された平文ペイロード」という）を抽出する。そして、確認部 2 9 は、復号された平文ペイロードのハッシュ値を計算し、図 1 5 の計算されたハッシュ値 D 3 2 を得る。

30

【 0 1 7 1 】

ステップ S 6 0 3 では、受信されたデータフレームの認証判定処理として、確認部 2 9 が、計算されたハッシュ値 D 3 2 と復号された平文ハッシュ値 D 3 3 を比較する。受信されたデータフレームが、改竄などを受けていない正しいデータフレームであれば、計算されたハッシュ値 D 3 2 と復号された平文ハッシュ値 D 3 3 は一致する。

【 0 1 7 2 】

よって、計算されたハッシュ値 D 3 2 と復号された平文ハッシュ値 D 3 3 が一致する場合、確認部 2 9 は「OK」と判定して、処理はステップ S 6 0 4 に移行する。他方、計算されたハッシュ値 D 3 2 と復号された平文ハッシュ値 D 3 3 が一致しない場合は、確認部 2 9 は「NG」と判定して、処理はステップ S 6 0 8 に移行する。

40

【 0 1 7 3 】

ステップ S 6 0 4 で確認部 2 9 は、復号された平文時刻 D 3 4 を抽出する。ステップ S 6 0 4 が実行されるのはステップ S 6 0 3 で「OK」と判断された場合なので、復号された平文時刻 D 3 4 は、元の平文時刻 D 1 8 と等しい。また、確認部 2 9 は、ステップ S 6 0 4 でローカル差出アドレス D 6 も抽出する。

【 0 1 7 4 】

50

そして、ステップ S 6 0 5 で確認部 2 9 は、時刻判定処理を行う。時刻判定処理は、なりすまし攻撃に対する防御のための処理である。なお、本明細書では、不正な第三者がデータフレームを傍受（すなわちキャプチャ）し、傍受したデータフレームをコピー又は一部変更して送信することを、なりすまし攻撃という。

【 0 1 7 5 】

具体的には、確認部 2 9 は、図 5 の最新送信時刻格納部 4 5 を参照して時刻判定処理を行う。図 1 6 に示すように、最新送信時刻格納部 4 5 は、ローカル差出アドレスと時刻を対応付けるエントリを記憶する。

【 0 1 7 6 】

例えば、図 1 6 に示した 1 番目のエントリは、ローカル差出アドレス  $A_1$  と時刻  $T_1$  とを対応付けている。また、上記のように、図 1 6 の説明は、ノード装置 1 B が図 1 6 の処理を行う場合を例としている。したがって、図 1 6 に示す 1 番目のエントリは、「ローカル差出アドレス  $A_1$  で識別されるノード装置からノード装置 1 B が受信した最新のデータフレームから得られた、復号された平文時刻 D 3 4 は、 $T_1$  である」ということを示す。

【 0 1 7 7 】

ノード装置 1 B の電源が投入された時点、すなわち初期状態での最新送信時刻格納部 4 5 は、1 つもエントリを記憶していないが、後述のステップ S 6 0 6 により、最新送信時刻格納部 4 5 にエントリが追加され、又は既存のエントリが更新される。

【 0 1 7 8 】

ステップ S 6 0 5 において、確認部 2 9 は、抽出したローカル差出アドレス D 6 を検索キーにして最新送信時刻格納部 4 5 を検索する。検索の結果、「ローカル差出アドレス」フィールドが、抽出したローカル差出アドレス D 6 と一致するエントリがなければ、確認部 2 9 は、「受信したデータフレームは、なりすまし攻撃によって送られたデータフレームではない」と判断する。すなわち、確認部 2 9 は、「受信したデータフレームは、正当なデータフレームである」と判断し、処理はステップ S 6 0 6 に移行する。

【 0 1 7 9 】

逆に、検索の結果、「ローカル差出アドレス」フィールドが、抽出したローカル差出アドレス D 6 と一致するエントリが見つかった場合、受信したデータフレームは、なりすまし攻撃によって送られた可能性がある。そこで、確認部 2 9 は、見つかったエントリの「時刻」フィールドの値を、ステップ S 6 0 4 で抽出した、復号された平文時刻 D 3 4 と比較する。

【 0 1 8 0 】

2 つの時刻が一致する場合、確認部 2 9 は、「受信したデータフレームがなりすまし攻撃によるものである」と判断し、処理はステップ S 6 0 8 に移行する。逆に、2 つの時刻が一致しなければ、確認部 2 9 は、「ローカル差出アドレス D 6 で識別されるノード装置から、今までにノード装置 1 B が受信したのとは異なる新たなデータフレームが、正当に送信された」と判断し、処理はステップ S 6 0 6 に移行する。

【 0 1 8 1 】

ステップ S 6 0 6 で確認部 2 9 は、ローカル差出アドレス D 6 で識別される送信元ノード装置の最新時刻情報を更新する。

すなわち、ステップ S 6 0 5 の検索でエントリが見つからなかった場合には、確認部 2 9 は、ローカル差出アドレス D 6 と復号された平文時刻 D 3 4 を対応付ける新たなエントリを作成して最新送信時刻格納部 4 5 に格納する。また、ステップ S 6 0 5 の検索でエントリが見つかった場合には、確認部 2 9 は、見つかった当該エントリの「時刻」フィールドの値を、復号された平文時刻 D 3 4 で上書きする。

【 0 1 8 2 】

以上により最新送信時刻格納部 4 5 が保持する最新時刻情報を更新すると、確認部 2 9 は、平文フレームを受信データフレーム処理部 3 0 に出力する。

すると、ステップ S 6 0 7 では、受信データフレーム処理部 3 0 が、確認部 2 9 からの入力を用いて、実施形態に応じた処理を行う。

10

20

30

40

50

## 【0183】

例えば、復号された平文ボディD29には、対象データの最終的な宛先（つまりグローバルな宛先）が指定されていてもよい。そして、受信データフレーム処理部30は、グローバルな宛先に応じて、データフレームの転送の要否を判断し、転送する場合にはローカルな宛先を決定し、新たなデータフレームの組み立てをデータフレーム作成部40に命令してもよい。

## 【0184】

また、受信データフレーム処理部30は、図8に関して説明したように、復号された平文FID・D28と復号された平文時刻D34を用いて、不正なデータフレームと正当なデータフレームの判別や、受信したデータフレームが再送されたものか否かの判断を行ってもよい。

10

## 【0185】

また、ステップS608では、受信されたデータフレームが廃棄され、図16の処理が終了する。すなわち、ステップS608では、確認部29は、受信データフレーム処理部30にデータを出力しない。

## 【0186】

以上図14～図16を参照して説明したデータフレームの送受信に関する一連の処理は、データフレームのフォーマットに応じて適宜変形可能である。その具体例を、図17とともに説明する。

## 【0187】

図17は、データフレームのフォーマットと、データフレームに関して行われる各種処理の第2の例を説明する図である。図17は図8を詳細化したフォーマットの一例である。

20

## 【0188】

以下、ノード装置1Aからノード装置1Bへデータフレームが送信される場合を例にして、図17に対応する処理の詳細を説明する。

ノード装置1Aのデータフレーム作成部40は、平文FID・D15と平文時刻D18と平文ボディD16からなる平文ペイロードのハッシュ値を計算し、平文ハッシュ値D35を得る。そして、ノード装置1Aのデータフレーム暗号化部39は、共通鍵を使って平文ハッシュ値D35を暗号化して暗号化ハッシュ値D36を得、平文ペイロードと暗号化ハッシュ値D36からなる部分を、ノード装置1Bのアクセスキーb1で暗号化する。

30

## 【0189】

その結果、平文FID・D15からは暗号化FID・D37が、平文時刻D18からは暗号化時刻D38が、平文ボディD16からは暗号化ボディD39が、暗号化ハッシュ値D36からは二重暗号化ハッシュ値D40が得られる。

## 【0190】

ノード装置1Aのデータフレーム暗号化部39は、アドホックヘッダD9に、暗号化FID・D37と暗号化時刻D38と暗号化ボディD39からなるペイロードD41と、トレイラD42としての二重暗号化ハッシュ値D40を連結する。連結により完成した、暗号化されたデータフレームは、データフレーム送信バッファ43に一時的に格納され、送信処理部44から送信される。

40

## 【0191】

そして、暗号化されたデータフレームを受信したノード装置1Bでは、フレーム分岐処理部21がフレームタイプD7から「受信したフレームはデータフレームである」と判別し、受信されたフレームはデータフレーム受信バッファ24に格納される。そして、データフレーム復号部27がペイロードD41とトレイラD42をノード装置1B自身のアクセスキーb1で復号する。

## 【0192】

その結果、暗号化FID・D37からは、復号された平文FID・D43が得られ、暗号化時刻D38からは、復号された平文時刻D44が得られ、暗号化ボディD39からは

50

、復号された平文ボディ D 4 5 が得られる。また、二重暗号化ハッシュ値 D 4 0 からは復号された暗号文ハッシュ値 D 4 6 が得られる。データフレーム復号部 2 7 はさらに、復号された暗号文ハッシュ値 D 4 6 を共通鍵で復号することで、復号された平文ハッシュ値 D 4 8 を得る。

#### 【 0 1 9 3 】

すると、ノード装置 1 B の確認部 2 9 は、復号された平文 F I D ・ D 4 3 と復号された平文時刻 D 4 4 と復号された平文ボディ D 4 5 からなる部分のハッシュ値を計算し、計算されたハッシュ値 D 4 7 を得る。そして、確認部 2 9 は、計算されたハッシュ値 D 4 7 と復号された平文ハッシュ値 D 4 8 を比較し、両者が不一致であれば、データフレームを廃棄する。

10

#### 【 0 1 9 4 】

計算されたハッシュ値 D 4 7 と復号された平文ハッシュ値 D 4 8 が一致するとき、確認部 2 9 はさらに、ローカル差出アドレス D 6 を検索キーにして最新送信時刻格納部 4 5 を検索し、図 1 6 のステップ S 6 0 5 と同様の時刻判定処理を行う。ステップ S 6 0 5 以降の処理は、図 1 6 に関して説明したのと同様である。

#### 【 0 1 9 5 】

以上説明したように、本実施形態に係るノード装置は、所定の期間で更新される共通鍵を用いてアクセスキーを交換して、共通鍵及びアクセスキーを利用して第三者による不正なアクセスと正当なノード装置からのアクセスとを判別している。このため、共通鍵やアクセスキーを更新するタイミングをノード装置間で一致させる必要がある。すなわち、ノード装置内の時刻について、ネットワーク内のノード装置間で同期をとっておく必要がある。以下、時刻の同期方法について説明する。

20

#### 【 0 1 9 6 】

図 1 8 は、時刻の同期方法を説明する図である。図 1 8 のノード装置 1 A において時刻の同期をとって時刻合わせする場合を例に説明することとする。

ノード装置 1 A は、自ノード装置 1 A の現在時刻と、時刻合わせを行った最終時刻とを記憶部（例えば D R A M 1 5 ）に記憶させておく。そして、時刻同期用の時刻同期フレームを受信した場合には、時刻同期フレームから時刻に関わる情報を取り出して、自ノード装置 1 A において記憶している情報と比較する。比較した結果、同期が必要と判断した場合には、ノード装置 1 A は、時刻同期フレームに含まれる情報にしたがって時刻合わせを行う。

30

#### 【 0 1 9 7 】

時刻同期フレームは、本実施形態においては、ハローフレームと類似のフォーマットの制御用フレームの 1 種であり、現在時刻及び時刻合わせを行った時刻（以下、「同期時刻」とする）を示すデータを含む。ここで、現在時刻とは、時刻同期フレームを生成する時点でのそのノード装置 1 自身における時刻を言い、同期時刻とは、所定の装置において時刻の同期をとった時刻を言う。所定の装置とは、本実施形態においてはゲートウェイ装置 G W であり、時刻の同期は、例えば S N T P（Simple Network Time Protocol）等によりゲートウェイ装置 G W において時刻の同期をとることを言う。

#### 【 0 1 9 8 】

40

ゲートウェイ装置 G W において、定期的に、例えば 2 時間に 1 回、S N T P 等により時刻の同期をとる。各ノード装置 1 は、時刻同期フレームに、自ノード装置 1 の現在時刻と同期時刻とを格納し、時刻同期フレームによりブロードキャストする。時刻同期フレームは、所定のタイミングで（例えば 2 時間に 1 回）、上記の時間変化する共通鍵とは異なる固定的な時刻同期鍵を用いて暗号化して送信される。

#### 【 0 1 9 9 】

図 1 8 に示す例では、ゲートウェイ装置 G W において、1 2 時に S N T P 等により時刻の同期をとり、1 3 時に時刻同期フレーム P 1 を生成して送信する。

時刻同期フレーム P 1 を受信したノード装置 1 A は、自ノード装置 1 A に記憶している最終同期時刻と、時刻同期フレーム P 1 の同期時刻とを比較する。図 1 8 の例では、時刻

50

同期フレーム P 1 の同期時刻 ( 1 2 : 0 0 ) の方が記憶している最終同期時刻 ( 1 1 : 0 0 ) よりも新しい。この場合は、ノード装置 1 A は、受信した時刻同期フレームに格納されている現在時刻 ( 1 3 : 0 0 ) を現在時刻として設定する。

【 0 2 0 0 】

ここで、ノード装置 1 A は、ノード装置 1 B から送信される時刻同期フレーム P 2 のように、最新でない時刻における同期による時刻同期フレームを受信することがある。時刻同期フレーム P 2 を受信した場合は、ノード装置 1 A は、自ノード装置 1 A に記憶している最終同期時刻 ( 1 1 : 0 0 ) の方が時刻同期フレーム P 2 の同期時刻 ( 1 0 : 0 0 ) よりも新しいため、時刻の同期はとらない。

【 0 2 0 1 】

続いて、図 1 8 の例について、図 1 9 ~ 図 2 1 を参照してより詳細に説明する。

図 1 9 は、図 1 8 を参照して説明した時刻の同期方法を説明するシーケンス図である。図 1 9 には、S N T P サーバ S S、ゲートウェイ装置 G W 及びノード装置 1 A ~ 1 C が示されている。以下では、アドホックネットワーク内でゲートウェイ装置 G W とノード装置 1 A が隣接しており、ノード装置 1 A はノード装置 1 B 及び 1 C とともに隣接しているものとする。

【 0 2 0 2 】

なお、ゲートウェイ装置 G W とノード装置 1 A ~ 1 C は、いずれも図 5 の各部を備えている。また、ゲートウェイ装置 G W にはさらに、S N T P による時刻合わせ機能も実装されている。

【 0 2 0 3 】

ステップ S 7 0 1 に示すように、ゲートウェイ装置 G W は、ゲートウェイ装置 G W 自身の時計 3 3 における時刻が 1 2 : 0 0 になると、予め決められたスケジュールにしたがって、S N T P によって S N T P サーバ S S にアクセスし、時刻合わせを行う。

【 0 2 0 4 】

また、ゲートウェイ装置 G W には、時刻同期フレームを送信するタイミングについても、予め「 1 3 : 0 0 に送信する」のようなスケジュールが設定されている。よって、ステップ S 7 0 1 での時刻合わせの結果適宜修正されたゲートウェイ装置 G W の時計が 1 3 : 0 0 を示すと、ゲートウェイ装置 G W はステップ S 7 0 2 に示すように、時刻同期フレーム P 1 を送信する。

【 0 2 0 5 】

なお、時刻同期フレームを送信するタイミングは、隣接する複数のノード装置それぞれに対して別の時刻が設定されていてもよい。

時刻同期フレームのフォーマットの詳細の図示は省略するが、時刻同期フレームは、図 1 2 のハローフレームと同様のアドホックヘッダ D 9 を含み、さらに、「同期時刻」と「現在時刻」という 2 つのフィールドを含む平文ペイロードを、時刻同期鍵を使って暗号化して得られる暗号化ペイロードを含む。

【 0 2 0 6 】

例えば、ステップ S 7 0 2 では、ゲートウェイ装置 G W が、「同期時刻が 1 2 : 0 0 で現在時刻が 1 3 : 0 0 である」と示す時刻同期フレーム P 1 を送信する。すなわち、同期時刻フィールドの値は、ゲートウェイ装置 G W 自身がステップ S 7 0 1 の時刻合わせを行った時刻であり、現在時刻フィールドの値は、ゲートウェイ装置 G W が時刻同期フレーム P 1 を送信する時刻である。

【 0 2 0 7 】

なお、以下では、時刻同期フレーム P 1 のローカル宛先アドレスはノード装置 1 A のアドレスであるとする。時刻同期フレーム送信処理の詳細は、図 2 0 とともに後述する。

ところで、本実施形態では、アドホックネットワーク内で互いに隣接する装置間での通信遅延時間は、ゼロと見なされる。すると、時刻同期フレーム P 1 は、ゲートウェイ装置 G W の時計 3 3 で 1 3 : 0 0 にノード装置 1 A において受信される。しかし、時刻同期フレーム P 1 を受信したときのノード装置 1 A の時計 3 3 は、例えば、 1 2 : 5 8 を示して

10

20

30

40

50

いるかもしれないし、13:03を示しているかもしれない。

【0208】

そこで、時刻同期フレームP1を受信したノード装置1Aは、ノード装置1A自身の時計33の時刻合わせ(すなわち時刻同期処理)をステップS703で行う。その結果、ノード装置1Aの時計33は、13:00に補正される。なお、ステップS703の時刻同期処理は、具体的には、図21の時刻同期フレーム受信処理である。

【0209】

ステップS703においてノード装置1Aの時計33が補正されるということは、換言すれば、ステップS703でノード装置1Aが、時間帯Tna1から時間帯Tna2にスイッチしたとも言える。

10

【0210】

また、個々のノード装置1A~1Cは、個々のスケジュール設定に応じて時刻同期フレーム送信処理を行う。例えば、図19の例では、ノード装置1Bが、ノード装置1Bの時計で13:30になると、ステップS704に示すように、時刻同期フレームP2を送信する。時刻同期フレームP2は、「同期時刻が10:00で現在時刻が13:30である」と示している。また、時刻同期フレームP2のローカル宛先アドレスはノード装置1Aのアドレスであるとする。

【0211】

すると、ノード装置1Aは、時刻同期フレームP2を受信し、時刻同期フレームP2の受信を契機として、ステップS705に示すように時刻同期処理を行う。しかし、既にステップS703で行った時刻同期処理で使われた時刻同期フレームP1に同期時刻として示されていた12:00よりも、時刻同期フレームP2に同期時刻として示されている10:00の方が古い。そのため、詳しくは図21とともに説明するように、ステップS705では、ノード装置1Aは時計33を更新しない。

20

【0212】

ところで、個々のノード装置1A~1Cには、時刻同期処理によって時計33を補正してから、隣接する他のノード装置に時刻同期フレームを送信するまでの間隔Tmaxが、予め設定されている。例えば、ノード装置1Aに設定されている間隔Tmaxは、40分である。

【0213】

個々のノード装置1A~1Cごとに、異なるランダムな間隔が設定されていてもよい。また、ノード装置1Aは、時計33を補正してから複数のノード装置1Bと1Cへそれぞれ時刻同期フレームを送信するまでの間隔が、同じ値(例えば上記の間隔Tmax)に設定されていてもよい。あるいは逆に、1つのノード装置1Aにおいて、時計33を補正してからノード装置1Bへ時刻同期フレームを送信するまでの間隔(図19には不図示)と、時計33を補正してからノード装置1Cへの時刻同期フレームを送信するまでの間隔Tmaxとが、異なる値に設定されていてもよい。

30

【0214】

ノード装置1Aは、設定にしたがって、時計33を補正してから所定の時間(すなわちTmax=40分)が経過すると、ステップS706に示すように時刻同期フレーム送信処理を行う。ステップS706では、「同期時刻が12:00で現在時刻が13:40である」と示す時刻同期フレームP3が送信される。

40

【0215】

時刻同期フレームP3が「同期時刻が12:00」と示すのは、ノード装置1Aが時計33を補正する契機となった時刻同期フレームP1が、同期時刻として示していたのが12:00だからである。また、時刻同期フレームP3が「現在時刻が13:40」と示すのは、時刻同期フレームP3が13:40に送信されるからである。

【0216】

そして、時刻同期フレームP3がノード装置1Cで受信されると、ステップS707に示すように、ノード装置1Cが時刻同期処理を行う。

50

図20は時刻同期フレーム送信処理のフローチャートである。例えば、図19のステップS702ではゲートウェイ装置GWが、ステップS704ではノード装置1Bが、ステップS706ではノード装置1Aが、それぞれ図20の処理を行う。

【0217】

例えば、ノード装置1Aの時刻同期部9は、図5のカウンタ34とは別の不図示の第2のカウンタを備えていてもよい。第2のカウンタは、例えば図4のタイマIC13と類似のハードウェア回路により実現することができる。

【0218】

第2のカウンタには、間隔T<sub>max</sub>を示す値が設定される。そして、時刻同期部9は、図21とともに後述する時刻同期フレーム受信処理の終了時に第2のカウンタをクリアする。第2のカウンタが、間隔T<sub>max</sub>を示す値までカウントアップすると、図20の処理を時刻同期部9が開始する。

【0219】

あるいは、時刻同期部9は、時計33を補正した時刻を記憶し、記憶した時刻から間隔T<sub>max</sub>が経過したか否かを、時計33を参照することにより判断し、間隔T<sub>max</sub>が経過していれば図20の処理を開始してもよい。

【0220】

図20の処理が開始されると、ステップS801で時刻同期部9は、自ノード装置1で保持している最終同期時刻を、同期時刻としてフレームに設定する。

時刻同期部9は、最後に図21の処理を行ったときの時刻同期フレームの同期時刻フィールドから得た時刻を、ノード装置1自身における「最終同期時刻」として、例えばDRAM15上に保持している。そこで、ステップS801では、時刻同期部9は、新たに作成する平文フレームの同期時刻フィールドに、保持している最終同期時刻の値を設定する。

【0221】

例えば図19の例において、ノード装置1Aの時刻同期部9がステップS706を実行する場合、時刻同期部9は、ステップS703で時計33を補正した契機となった時刻同期フレームP1が示す同期時刻である12:00を、最終同期時刻として保持している。よって、ステップS706から呼び出された図20の処理のステップS801では、時刻同期部9は、新たに作成する平文フレームの同期時刻フィールドに、12:00と設定する。

【0222】

次に、ステップS802で時刻同期部9は、自ノード装置1の時刻同期フレーム送信時刻を、「現在時刻」としてフレーム（つまり新たに作成する平文フレーム）に設定する。より厳密には、ステップS802の実行時に時計33が示す時刻が、近似的に、ノード装置1からの時刻同期フレーム送信時刻であると見なされて、時刻同期部9によって平文フレームの現在時刻フィールドに設定される。

【0223】

例えば図19の例において、ノード装置1Aの時刻同期部9がステップS706を実行する場合、ステップS706から呼び出された図20の処理のステップS802では、時刻同期部9は、平文フレームの現在時刻フィールドに、13:40と設定する。

【0224】

そして、ステップS803で時刻同期部9は、時刻同期フレームのヘッダを作成し、作成したヘッダを、平文ペイロード（同期時刻と現在時刻を含む）の前に付与する。ステップS803で作成されるヘッダは、例えば、ハローフレームのアドホックヘッダD9と同様の形式である。そして、時刻同期部9は、ヘッダと平文ペイロードからなる平文フレームを時刻同期フレーム暗号化部38に出力する。

【0225】

するとステップS804で時刻同期フレーム暗号化部38は、時刻同期鍵格納部35を参照して時刻同期鍵を読み出し、時刻同期鍵を用いて、平文ペイロードを暗号化する。例

10

20

30

40

50

例えば、時刻同期フレームの暗号化のための暗号化アルゴリズムもRC4である場合、時刻同期フレーム暗号化部38は、ステップS804において、具体的には、鍵ストリームの生成とXOR操作を行う。時刻同期フレーム暗号化部38は、ステップS803で付与したヘッダと、ステップS804で暗号化したペイロードとからなる時刻同期フレームを、時刻同期フレーム送信バッファ42に出力する。

【0226】

最後にステップS805で、送信部7が時刻同期フレームを送信する。つまり、送信処理部44が、時刻同期フレーム送信バッファ42に一時的に格納された時刻同期フレームを送信し、図20の処理は終了する。

【0227】

図21は時刻同期フレーム受信処理のフローチャートである。例えば、図19のステップS703とS705では、ノード装置1Aが図21の処理を行う。図21の処理は、ノード装置1が受信部8でフレームを受信し、受信部8のフレーム分岐処理部21がアドホックヘッダD9のフレームタイプD7に基づいて「受信したフレームは時刻同期フレームである」と判別することを契機として、開始される。なお、フレーム分岐処理部21が「受信したフレームは時刻同期フレームである」と判別すると、受信されたフレームは時刻同期フレーム受信バッファ23に出力され、格納される。

【0228】

ステップS901で時刻同期フレーム復号部26は、時刻同期フレーム受信バッファ23から時刻同期フレームを読み出して復号化を行う。すなわち、時刻同期フレーム復号部26は時刻同期鍵格納部35を参照して時刻同期鍵を読み出し、時刻同期鍵を用いて、時刻同期フレームの暗号化されているペイロードを復号する。

【0229】

上記のように時刻同期フレームの暗号化のための暗号化アルゴリズムもRC4である場合、時刻同期フレーム復号部26は、ステップS901において、具体的には、鍵ストリームの生成とXOR操作を行う。

【0230】

また、復号後、時刻同期フレーム復号部26は、ヘッダと、復号によって得た平文ペイロードとを時刻同期部9に出力する。

すると、ステップS902で時刻同期部9は、平文ペイロードから同期時刻フィールドの値を抽出するとともに、例えばDRAM15に保持している最終同期時刻を読み出す。そして時刻同期部9は、抽出した同期時刻と読み出した最終同期時刻を比較する。

【0231】

同期時刻が最終同期時刻よりも新しいとき、処理はステップS903に移行する。逆に、同期時刻が最終同期時刻と同じか、又は同期時刻が最終同期時刻よりも古いとき、処理はステップS904に移行する。

【0232】

ステップS903で時刻同期部9は、時刻同期フレームの現在時刻を、自ノード装置1の時刻として設定する。すなわち、時刻同期部9は、時刻同期フレームの現在時刻フィールドの値を抽出し、抽出した値を時計33に設定することで、時計33の時刻を補正する。そして、図21の処理は終了する。

【0233】

例えば、図19のステップS703から図21の処理が呼び出された場合、ステップS903が実行され、時刻同期部9が時計33を補正する。

また、ステップS904では、時刻同期部9は時刻同期フレームを破棄し、図21の処理が終了する。例えば、図19のステップS705から図21の処理が呼び出された場合、ステップS904が実行される。

【0234】

なお、図20及び図21に関して説明したように、本実施形態の時刻同期フレームには特に署名などのトレイラは含まれないが、平文ペイロードのハッシュ値をトレイラとして

10

20

30

40

50

付与したフォーマットの時刻同期フレームを利用する実施形態も可能である。

【0235】

その場合、時刻同期フレーム送信処理において、時刻同期部9はハッシュ値の計算を行い、時刻同期フレーム暗号化部38はペイロードとトレイラの双方を暗号化する。また、時刻同期フレーム受信処理において、時刻同期フレーム復号部26はペイロードとトレイラの双方を復号する。そして、確認部29が、復号により得られた平文ペイロードからハッシュ値を計算し、計算したハッシュ値と復号により得られた平文ハッシュ値とを比較し、2つのハッシュ値が一致する場合のみ、時刻同期部9がステップS902以降の処理を実行する。

【0236】

アドホック通信ネットワークを構成するノード装置数が多い場合に、ゲートウェイ装置等の所定の1つの装置の時刻に各ノード装置が同期をとる構成では、トラフィックが増大することとなる。他方、本実施形態によれば、ノード装置数が多い場合であっても、上記の時刻同期方法のように、各ノード装置が、隣接するノード装置のうち既に同期をとったノード装置から時刻同期フレームを受信して時刻合わせを行う。そのため、本実施形態によれば、ネットワーク全体としてのトラフィックを増大させることなく、各ノード装置が時刻の同期をとることができる。

【0237】

以上、図1～図21を参照して本実施形態について詳しく説明したが、本実施形態のノード装置1について概観すれば下記のごとくである。

図3～図5に示すノード装置1は、例えば図2、図6、図7、図18及び図19に示すように複数のノード装置によって構成されるネットワークの中のノード装置の1つである。ここで説明の便宜上、複数のノード装置のうち第1のノード装置1Aと第2のノード装置1Bに注目し、第1のノード装置1Aの構成について概観する。

【0238】

第1のノード装置1Aは、図3及び図5に示すように、第1のノード装置1A固有の暗号鍵である第1のアクセスキーを、第1の時間ごとに変更して生成するアクセスキー生成部2を有する。ここで、「第1のアクセスキー」とは、例えば、図6のアクセスキーa1であり、「第1の時間」とは、上記実施形態の例では $t_1 = 10$ (分)である。

【0239】

また、第1のノード装置1Aは、図3及び図5に示すように、ネットワーク内の複数のノード装置で共通の共通鍵を、複数のノード装置で共通の時間である第2の時間ごとに変更して生成する共通鍵生成部3を有する。ここで、「第2の時間」とは、上記実施形態の例では $t_2 = 12$ (時間)である。

【0240】

また、第1のノード装置1Aは、生成された第1のアクセスキーを、生成された共通鍵で暗号化して第2のノード装置1Bに送信するアクセスキー通知部として働くコンポーネントを有する。すなわち、図3のフレーム処理部6と暗号化部4と送信部7が、協働して上記アクセスキー通知部として働く。より詳しくは、図5のハローフレーム作成部36とハローフレーム暗号化部37とハローフレーム送信バッファ41と送信処理部44が、協働して上記アクセスキー通知部として働く。

【0241】

また、第1のノード装置1Aは、第2のノード装置1Bから送信されてきたアクセスキー通知フレームを受信するアクセスキー受信部として働くコンポーネントを有する。ここで、「アクセスキー通知フレーム」とは、第2のノード装置1Bに固有の暗号鍵である第2のアクセスキーを共通鍵で暗号化したデータであるアクセスキー通知データを含み、具体的には、上記実施形態における、暗号化されたハローフレームである。また、「第2のアクセスキー」は、例えば図6のアクセスキーb1であり、「アクセスキー通知データ」は、例えば図12の暗号化アクセスキーD3である。

【0242】

10

20

30

40

50

なお、上記実施形態では、図3の受信部8（より詳しくは図5のフレーム分岐処理部21とハローフレーム受信バッファ22）がアクセスキー受信部として働く。

また、第1のノード装置1Aは、アクセスキー通知データを、生成された共通鍵を用いて復号することにより、アクセスキー通知データから第2のアクセスキーを取得するアクセスキー復号化部として働くコンポーネントを有する。すなわち、上記実施形態では、図3の復号部5（より詳しくは図5のハローフレーム復号部25）が、上記アクセスキー復号化部として働いて、アクセスキーb1を取得する。

【0243】

また、第1のノード装置1Aは、データ送信部として働くコンポーネントを有する。データ送信部は、第1の平文フレームに、第1の平文フレームから計算される第1のハッシュ値を含むデータを共通鍵で暗号化した第1の署名データを付与する。そして、データ送信部は、第1の署名データの付与された第1の平文フレームを、復号して得た第2のアクセスキーで暗号化して、第1の暗号化フレームとして送信する。

10

【0244】

ここで「第1の平文フレーム」の例は、図15に関して説明した、アドホックヘッダD9と、平文FID・D15と平文ボディD16からなる平文ペイロードとを含む、平文フレームである。「第1のハッシュ値」の例は、まだトレイラが作成されていない平文フレームから（より正確には平文ペイロードから）計算される、図15の平文ハッシュ値D17であり、「第1の署名データ」の例は暗号化署名D21である。実施形態によっては、ハッシュ値の計算にさらにヘッダが利用されてもよい。また、「第2のアクセスキー」は、具体的には、図6のアクセスキーb1である。

20

【0245】

上記実施形態では、図3の暗号化部4と送信部7（より詳しくは、図5のデータフレーム暗号化部39とデータフレーム送信バッファ43と送信処理部44）が、協働して上記データ送信部として働く。

【0246】

また、第1のノード装置1Aは、第2のノード装置1Bから第2の暗号化フレームを受信するデータ受信部として働く図3の受信部8（より詳しくは図5のフレーム分岐処理部21とデータフレーム受信バッファ24）を有する。ここで、「第2の暗号化フレーム」とは、第2の平文フレームが第1のアクセスキーにより暗号化されたフレームであり、「第2の平文フレーム」とは、第2のハッシュ値を含むデータを前記共通鍵で暗号化した第2の署名データが付与されたフレームである。

30

【0247】

また、第1のノード装置1Aは、データ復号化部として働く図3の復号部5（より詳しくは図5のデータフレーム復号部27）を有する。上記データ復号化部は、第2の暗号化フレームを第1のアクセスキーで復号して、第2の暗号化フレームから、第2の署名データが付与された第2の平文フレームを得る。

【0248】

上記実施形態の説明においては、図15の例を、ノード装置1Aからノード装置1Bへのデータフレームの送信の場合に即して説明したが、図15は、ノード装置1Bからノード装置1Aへのデータフレームの送信の場合にも当てはまる。この場合、ノード装置1Bから送信されてきた「第2の暗号化フレーム」に相当するのは、図15のアドホックヘッダD9とペイロードD26とトレイラD27からなるデータフレームである。

40

【0249】

そして、上記データ復号化部として働くノード装置1Aのデータフレーム復号部27は、「第1のアクセスキー」であるアクセスキーa1を用いて、第2の平文フレームを得る。ここで、「第2の平文フレーム」は、アドホックヘッダD9と、復号された平文FID・D28及び復号された平文ボディD29からなる平文ペイロードとを含む。また、「第2の平文フレーム」には、復号された暗号文ハッシュ値D30と復号された暗号文時刻D31からなる暗号化署名（上記の「第2の署名データ」に相当）が、トレイラとして付与

50

されている。

【0250】

また、第1のノード装置1Aは、整合性確認部として働くコンポーネントを有する。上記実施形態では図5のデータフレーム復号部27と確認部29が協働して整合性確認部として働く。具体的には、整合性確認部の一部としてのデータフレーム復号部27が、生成された共通鍵を用いて第2の署名データを復号することにより第2のハッシュ値を取得する。そして、整合性確認部の一部としての確認部29が、第2の平文フレームから第3のハッシュ値（例えば図15の計算されたハッシュ値D32）を計算し、第2のハッシュ値と前記第3のハッシュ値との整合性が取れているか否かを確認する。

【0251】

なお、上記のデータ送信部は、さらに、第1の平文フレーム中に、第1の平文フレームを一意に識別するための第1の識別子と、第1の送信時刻を示す情報とを含ませてもよい。

【0252】

上記実施形態では、データフレーム作成部40もデータ送信部の一部として働いており、データフレーム作成部40が、「第1の識別子」としての図17の平文FID・D15と「第1の送信時刻を示す情報」としての平文時刻D18を、第1の平文フレーム中に含ませる。あるいは、データフレーム作成部40が、「第1の送信時刻を示す情報」として、図15のように暗号化時刻D20を、第1の平文フレーム中に含ませてもよい。平文時刻D18と暗号化時刻D20は、クリアテキストか暗号文かという違いはあるが、「第1の送信時刻を示す」という点では同じである。

【0253】

また、図5の受信データフレーム処理部30が、さらに上記の整合性確認部として付加的に働いてもよい。つまり、整合性確認部としての受信データフレーム処理部30は、第2の暗号化フレームから復号された第2の平文フレームに含まれる第2の識別子が、過去に受信したことがある第3の暗号化フレームから復号した第3の平文フレームに含まれる第3の識別子と等しい場合に、第2と第3の平文フレームのうち、復号により得られる情報がより新しい送信時刻を示す方を破棄してもよい。

【0254】

例えば、図17の例をノード装置1Bからノード装置1Aへの送信の場合に当てはめると、「第2の平文フレーム」は、アドホックヘッダD9と、平文ペイロードと、平文レイラとしての復号された暗号文ハッシュ値D46とからなる。そして、平文ペイロードは、復号された平文FID・D43、復号された平文時刻D44及び復号された平文ボディD45からなる。また、「第2の識別子」は復号された平文FID・D43に相当する。

【0255】

そして、整合性確認部としての受信データフレーム処理部30は、次のように動作する。すなわち、受信データフレーム処理部30は、平文FID・D43が、過去に受信したことがある他のデータフレームのFIDと等しい場合、復号により得られる送信時刻（例えば、復号された平文時刻D44）が新しい方のデータフレームを破棄する。

【0256】

このように、データ送信部及び整合性確認部としての各部分が、識別子（具体的にはFID）を使った処理を行うことで、ノード装置1Aは、不正なノード装置から送信されたフレームを検出することができる。

【0257】

また、ネットワーク内の複数のノード装置（例えばノード装置1Aと1Bを含む）のそれぞれの共通鍵生成部3は、上記のように、共通の時間である第2の時間ごとに共通鍵を生成する。したがって、複数のノード装置それぞれの時計（例えば図5の時計33）が、無視しても問題ない程度の誤差の範囲内で互いに同期していれば、複数のノード装置で共通鍵が生成されるタイミングも同期していることになる。

【0258】

10

20

30

40

50

しかしながら、複数のノード装置それぞれの時計の時刻のずれが時とともに拡大することもありうる。そこで、上記実施形態は、複数のノード装置それぞれの時計の時刻のずれを補正することで、ネットワーク内の複数のノード装置間で、共通鍵を生成するタイミングの同期をとっている。

【0259】

すなわち、第1のノード装置1Aは、協働して時刻同期フレーム送信部として働くコンポーネントを有する。時刻同期フレーム送信部は、時刻同期フレームとして、第1のノード装置1Aにおける第1の現在時刻と、第1のノード装置1Aにおいて時刻合わせを行った第1の同期時刻とを示すデータを含んだ第1の時刻同期フレームを生成して送信する。

【0260】

例えば、図19の例では、ステップS703以降における「第1の同期時刻」は12:00であり、ステップS706では「第1の現在時刻」として13:40を示す情報を含む時刻同期フレームP3が送信されている。

【0261】

なお、上記実施形態の時刻同期フレームは時刻同期鍵により暗号化されているが、時刻同期フレームが暗号化されない実施形態も可能である。したがって、上記実施形態では図5の時刻同期部9、時刻同期フレーム暗号化部38、時刻同期フレーム送信バッファ42及び送信処理部44が、協働して時刻同期フレーム送信部として働いているが、時刻同期フレーム暗号化部38が省略されてもよい。

【0262】

また、第1のノード装置1Aは、第2の時刻同期フレームを第2のノード装置1Bから受信する時刻同期フレーム受信部として働くコンポーネントを有する。ここで、第2の時刻同期フレームは、第2のノード装置1Bにおける第2の現在時刻（例えば図19の例では13:30）と、前記第2のノード装置において時刻合わせを行った第2の同期時刻（例えば図19の例では10:00）とを示すデータを含む。

【0263】

上記実施形態では図5のフレーム分岐処理部21及び時刻同期フレーム受信バッファ23が、協働して上記時刻同期フレーム受信部として働く。

さらに、第1のノード装置1Aは、時刻更新部として働くコンポーネントを有する。時刻更新部は、第2の時刻同期フレームから得られる第2の同期時刻と、第1のノード装置1Aが記憶している第1の同期時刻とを比較する。そして、第2の同期時刻の方が新しければ、時刻更新部は、第2の現在時刻を第1のノード装置1Aにおける現在時刻として設定して、第1のノード装置1Aの時刻を更新する。

【0264】

具体的には、図5の時刻同期部9が時刻更新部として働く。また、上記実施形態では、時刻同期フレームが暗号化されているので、第2の時刻同期フレームから第2の同期時刻を得るため、時刻同期フレーム復号部26も時刻更新部の一部として働いている。

【0265】

そして、ノード装置1Aは、記憶部として、例えばDRAM15を有する。当該記憶部は、時刻更新部としての時刻同期部9が第1のノード装置1Aの時刻を更新することで時刻合わせを行った時刻として、第2の同期時刻を記憶する。また、図3及び図5の共通鍵生成部3は、時刻更新部としての時刻同期部9が更新した時刻（具体的には図5の時計33が示す時刻）に基づいて第2の時間を計時する。

【0266】

以上概観した上記実施形態によれば、第2のノード装置が正当なノード装置である場合には、第2のノード装置は、第1のノード装置と共通する共通鍵を保有している。よって、第1のノード装置で生成した第1のアクセスキーと、第2のノード装置で生成した第2のアクセスキーは、共通鍵を用いてセキュアに交換することができる。

【0267】

また、第1のノード装置は、復号して得られた第2のノード装置の第2のアクセスキー

10

20

30

40

50

を用いてデータを暗号化して第2のノード装置に送信することが可能である。さらに、第1のノード装置は、第2のノード装置からは、第1のノード自身が生成した第1のアクセスキーを用いて暗号化されたデータを受信することも可能である。

【0268】

このように、上記実施形態によれば、各ノード装置が、暗号化のための動作を自律的に他のノード装置と協働して行う。したがって、非常に多くのノード装置を含むネットワークにおいても、暗号化鍵の交換のためのトラフィックが集中することはない。

【0269】

また、各ノード装置が、暗号化のための動作を自律的に行うためには、各ノード装置が時間に応じて生成しなおして変更する共通鍵の、変更タイミングの同期をとることが求められる。上記の実施形態によれば、簡易な構成で、かつ、ネットワークに負荷をかけずに、自律的に共通鍵を、同期をとって変更可能なノード装置が提供される。

【0270】

なお、上記の実施形態においては、ノード装置について主に説明したが、上記の方法をコンピュータに実行させる制御プログラムも、本発明の実施形態の一例に含まれる。当該制御プログラムは、磁気ディスク、光磁気ディスク、不揮発性の半導体メモリ、光ディスクなどの、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体に格納されて提供され、コンピュータにロードされ、コンピュータにより実行されてもよい。

【0271】

当該制御プログラムを実行するコンピュータは、不図示のノード装置に内蔵又は接続され、上記不図示のノード装置が上記実施形態のノード装置1と同様に動作するように、当該制御プログラムにしたがって上記不図示のノード装置を制御する。例えば、上記実施形態を別の観点から見れば、ノード装置1の内蔵コンピュータであるMPU11は、フラッシュメモリ16に格納された制御プログラムにしたがってノード装置1を制御し、上記各処理をノード装置1に行わせている、とも言える。

【0272】

また、上記実施形態で例示したRC4は、採用可能な暗号化アルゴリズムの一例である。実施形態によっては、その他の暗号化アルゴリズムによる暗号化及び復号が行われてもよい。例えば、ストリーム暗号以外の暗号化アルゴリズムが使われてもよい。また、時刻同期鍵、共通鍵、アクセスキーそれぞれを使った暗号化及び復号が、異なる暗号化アルゴリズムによるものであってもよい。

【0273】

また、ハローフレーム、データフレーム、時刻同期フレームのフォーマットは、上記実施形態で例示したものに限らないことは無論である。例えば、各フレームは、上記実施形態では例示していないフィールドをさらに含んでもよい。逆に、フレームが固定長であれば、フレームサイズD8のフィールドは省略可能である。

【0274】

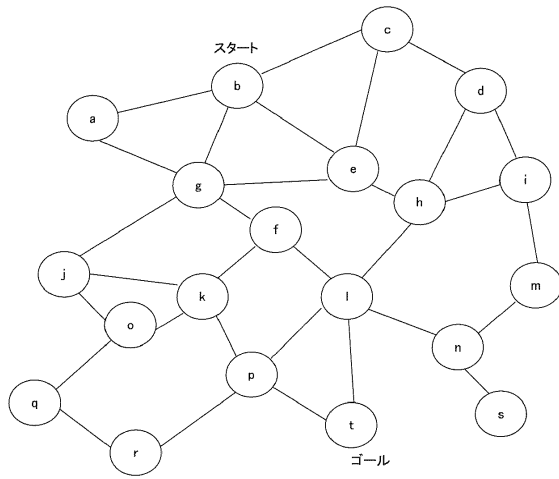
さらに、上記実施形態で例示した「10分」などの具体的な数値は、理解の助けとするために示したに過ぎず、実施形態によって具体的な数値は様々に設定されてよい。

10

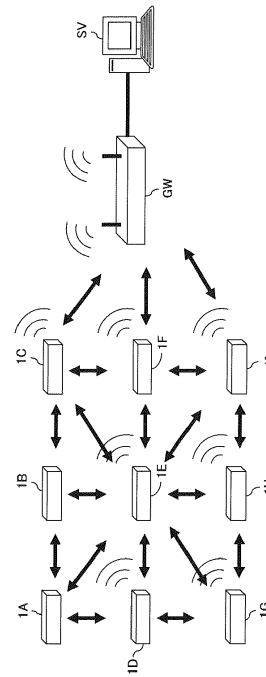
20

30

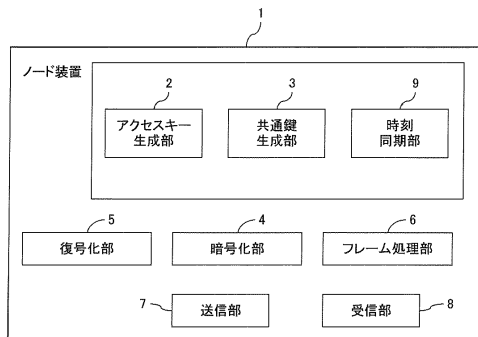
【図1】



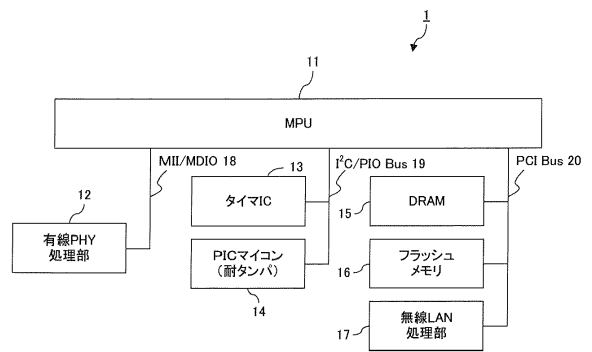
【図2】



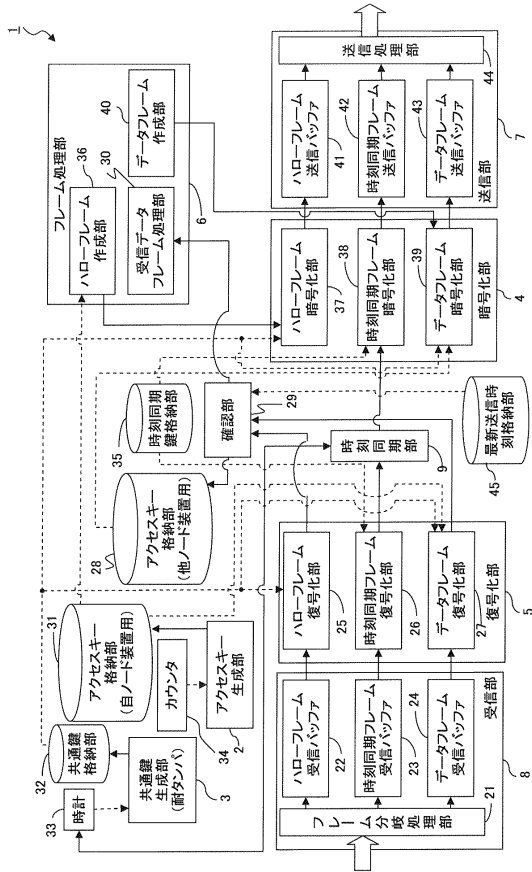
【図3】



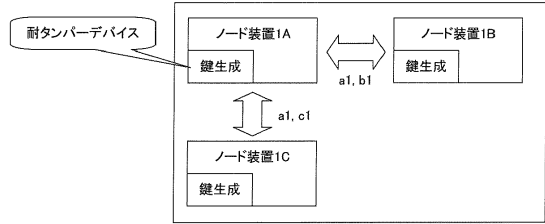
【図4】



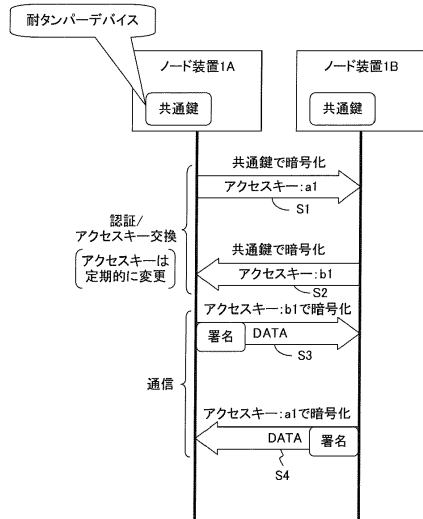
【図5】



【図6】



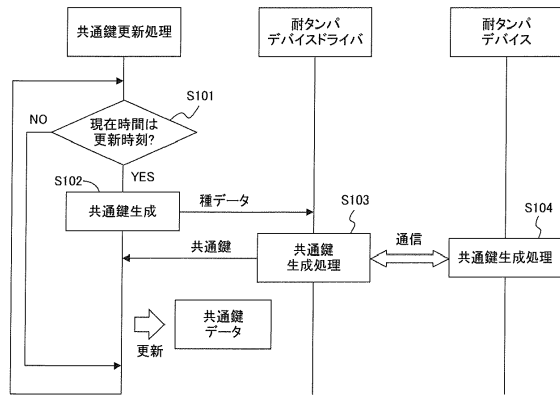
【図7】



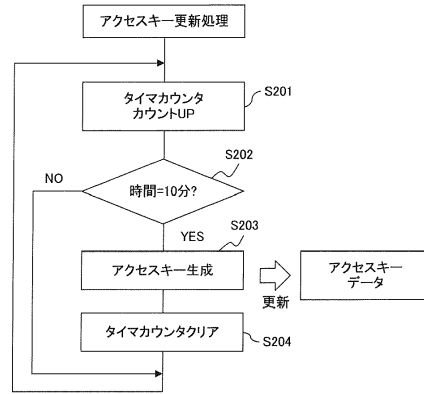
【図8】

Frame			署名
ヘッダ	FID	時刻	Kt(Hash(Frame))

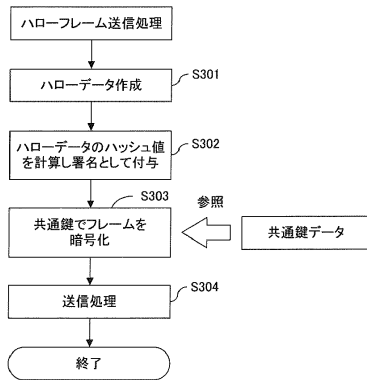
【図9】



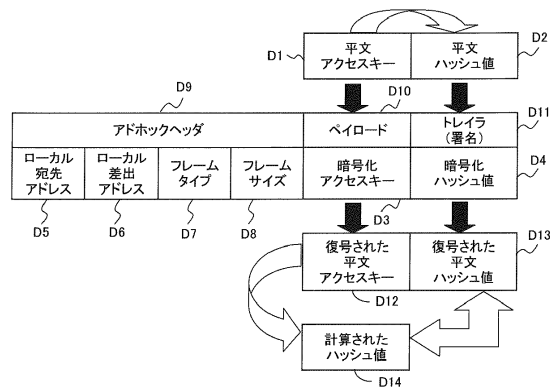
【図10】



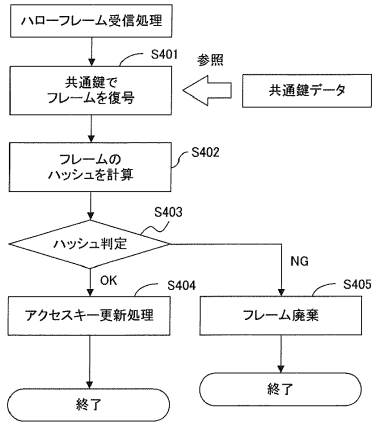
【図11】



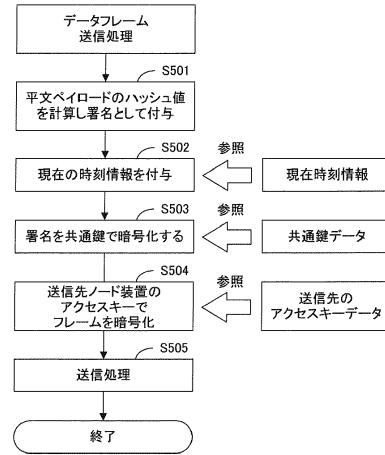
【図12】



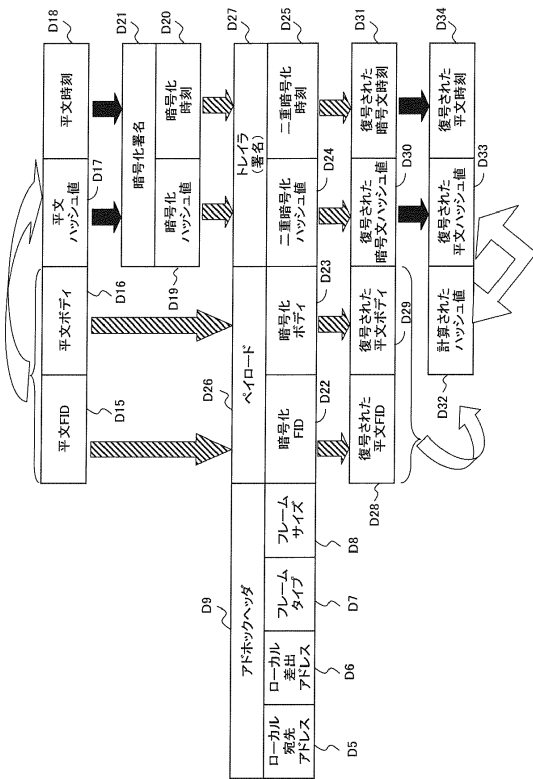
【図13】



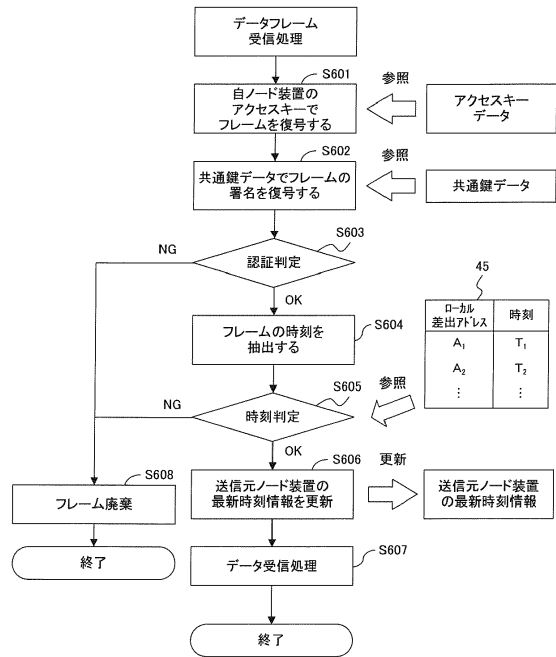
【図14】



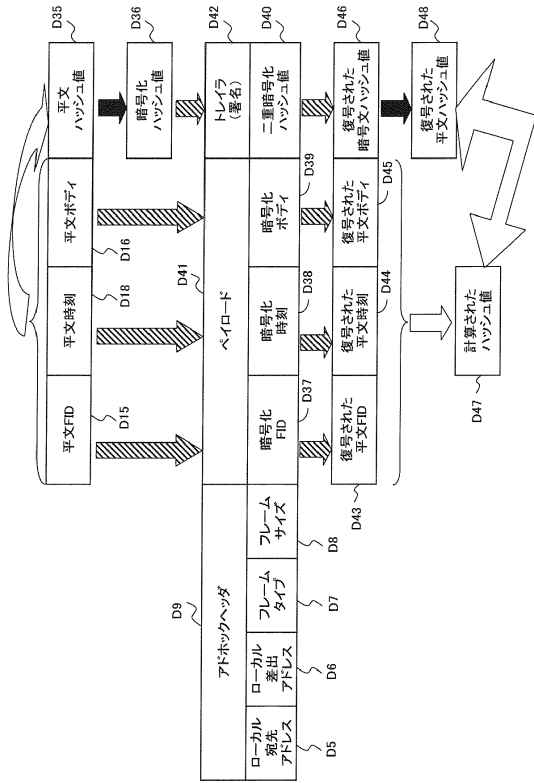
【図15】



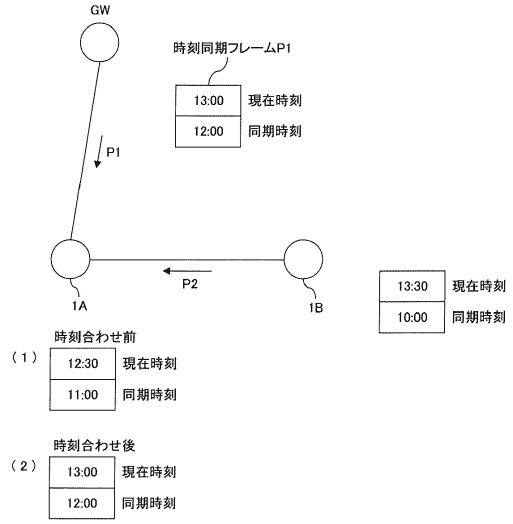
【図16】



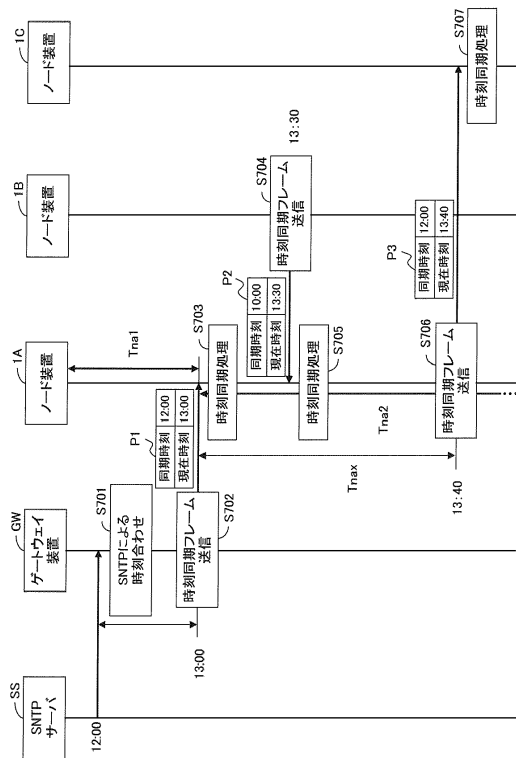
【図17】



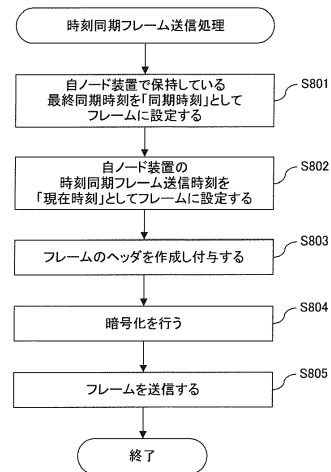
【図18】



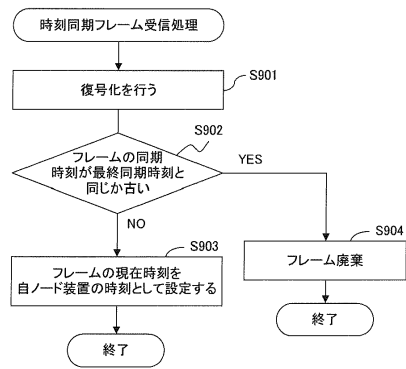
【図19】



【図20】



【図 21】



---

フロントページの続き

- (72)発明者 中嶋 千明  
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
- (72)発明者 池本 健太郎  
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
- (72)発明者 古賀 俊介  
福岡県福岡市早良区百道浜2丁目2番1号 富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社内
- (72)発明者 高橋 勇治  
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

審査官 金沢 史明

- (56)参考文献 特開2004-343717(JP,A)  
特開2005-278044(JP,A)  
特開2007-104310(JP,A)  
特開2002-111679(JP,A)  
特開2006-514789(JP,A)  
特開2004-56762(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04L 9/08